

総合資源エネルギー調査会総合部会 第18回電気料金審査専門委員会

日時 平成25年2月20日（水）15：02～18：11

場所 経済産業省本館17階国際会議室

1. 開会

○片岡電力市場整備課長

すみません、定刻になりましたので、第18回の総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、委員及びオブザーバー各位におかれましては、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。今回も説明者として、関西電力からは岩根副社長、九州電力からは坂口経営企画本部長にご出席いただいております。

では、以後の議事進行は安念委員長にお願いいたします。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日は、前回委員会の最後にも紹介をさせていただきましたところですが、これまでの委員会において議論があった事項について、さらに議論を深めたいというふうに思っております。

委員の先生方もあるいはお気づきかと思いますが、先週の末あたりから、主要な論点について既に結論が出ているかのような報道が幾つかあって、普通なら、これはどこから漏れたんだろうとか、私の立場からだとか、おれの知らないうちに決めたのかとか、そういう野暮なことを言いたがるものですが、私は全然違って、そうか、これはもう決まってくれていたのかと、これは楽でいいと私は思ったんです。しかし、先生方ご案内のとおり、事実はそうではありませんで、これからこの場で傍聴の方にもご披露するとおり、重要な論点は、最初からこれは難しそうだなと思っていたら、やっぱり難しく、今でも難しいままであるという、そういうことなんですよね。だから、全然決まってくれていない。甚だ私としては残念である。漏れたのが残念なんじゃなくて、事実と相違するのが残念で、私の立場としては率直にそのように思っております。

そんなことはどうでもいいですけども、しかし、そうは言っても、タイムリミットもぼちぼち迫っておりますので、とにかく結論は出さなければなりませんので、あと2回か3回でしょうかね。密に議論をして、必要であるならばさらにチームで議論もしていただいて、いろんな方に余りご迷惑をおかけしないように、とにかく結論はまとめていかなきゃなんと思っています

ので、どうぞよろしく願いをいたします。

2. 検討を深めるべき論点について

○安念委員長

それではまず、事務局において、これまでの委員会において論点となっている項目について、議論のポイントを整理していただきましたので、ご紹介をお願いしたいと存じます。

じゃ、片岡課長。

○片岡電力市場整備課長

資料3でございます。

なお、きょうのご議論のアイテム、この資料3ですけれども、後ろのほうに参考資料が、後ろのほうに分厚いのがついていまして、参考資料1で、公聴会の意見陳述における意見、追加も含めて、ございましたものに対する回答、それから、参考2としまして、前回概要をご説明しましたけれども、ご紹介しましたけれども、「国民の声」の意見そのもの、一部若干第三者の批判については削除していますけれども、生の声を後ろに添付させていただいております。

それでは、資料3をごらんいただければと思います。

1枚めくっていただきますと目次がございます、論点が6つ書いてございます。1番、人件費、2番がLNGの長期契約、3番が経営効率化の織り込み、4番が停止中の原発の購入電力料、5番が事業報酬、6番が節電・省エネ等の普及開発費でございます。特に1、2、3番、これは東京電力のときにはそれほど大きな議論にならなかった項目でありますけれども、今回大きな論点になっていますので、深くご議論いただければというふうに思います。

3ページ以降、まず人件費でありますけれども、そのうちの従業員一人当たりの単価についての論点であります。

4ページでありますけれども、関西電力の申請、九州電力の申請を並べております。基本的には同じような考え方ですけれども、若干やり方が異なっております、賃金構造統計調査の592万円という数字、それと公益企業の平均という数字、それに対しまして年齢とか勤続年数、勤務地域で補正といいますか、実態に合わせて算出しておられます。関西電力におかれましては、補正のやり方として、年齢・勤続年数の補正を行っている。九州電力は右側ですけれども、勤続年数のみの補正を行っている。それから、地域補正につきましては、関電のほうは賃金統計調査を使っている。九州のほうは人事院の調査を使っている。そういう違いがあります。

4ページ以降、この委員会でこれまでに出了議論でございますけれども、総論としまして、関電と九電の補正の方法は整合的にしていくべきというご意見がございました。

それから、年齢・勤続年数・学歴の補正に関する意見につきましては、例えば、年齢補正をしてしまうと、高齢な方を長く在職させるインセンティブになってしまうんじゃないかとか、逆に、年齢が上がることによって給料が上がるのは習熟度が上がっているという評価ではないかということでもありますとか、あるいは、学歴補正には抵抗があるというようなこともご議論いただいております。

それから、地域補正につきましても、関西のやり方がリーズナブルじゃないかというご意見もあれば、九州電力のやり方を詳細に説明していただきたいというご意見もありました。これは、前回、前々回にご議論あったところであります。

それから、公益企業につきましても、航空業は、例えば、競争的な産業であって公益と言えるのかというようなご意見もありました。

また、5ページ、公聴会ですけれども、役員の給料は下げるべきだけれども、現場で頑張っている職員の給料のカットはすべきでないというようなご意見、あるいは、人件費も含めてコスト削減はまだ必要じゃないかというご意見もありました。

それから、消費者庁のチェックポイントですけれども、チェックポイントとしまして、役員それから社員の給与手当につきまして、地域特性の事情も踏まえて削減されているか。それから、下から2つ目のポツですけれども、公益企業の単純平均でなくて、人員規模も比較・加重しているか。あるいは、補正のやり方は合理的なものとなっているか。その手法は両電力で同じものになっているかと、そういうチェックポイントが出されております。

論点は6ページですけれども、審査要領で、賃金構造統計調査における1,000人以上の平均値を基本に、ガス、鉄道等の類似の公益企業の平均値とも比較する査定を行うと。その際、地域間の賃金の差についても考慮するとなっていますけれども、今回のそのような年齢・勤続年数・地域補正のあり方、公益企業平均との比較のあり方について、どのように考えるかということが論点でございます。

なお、実際の賃金につきましては、労使間の交渉により決められるものであるということで、あくまでここでの議論は料金原価に織り込む水準の議論だということで、これは何度もご議論ありましたけれども、そういうご理解をお願いできればというふうに思います。

7ページ以降に参考資料をつけております。

7ページは、先ほどの賃金構造統計調査における関西・九州の申請、あるいは東京電力の認可時の水準、それから賃金統計の1,000人以上の平均、これは真ん中の左側にありますけれども、592であります。それから他の公益企業の水準、それを並べております。

8ページは、各社の補正のやり方について説明をしております。これは後ほど、また両社から

説明があるかと思います。

9ページは先ほど申し上げました審査要領を書いていますけれども、10ページで、その審査要領のもとになりました、昨年3月に取りまとめた電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議、この報告の内容を書いています。線引いてありますけれども、競争市場にある企業と異なり競争リスクがないので、一般的な企業の平均値をメルクマールとして採用すると。他方で、事業の規模とか公益企業の側面ということで、類似性を持つ企業との比較も加味すると。そういうことで先ほどの審査要領はできているということでもあります。

11ページでありますけれども、これは東京電力の査定を行ったときの査定方針案で、真ん中の●ですけれども、学歴補正については、雇用政策の観点から望ましいとは言えないということで、適当とは言えないというふうになってございます。

12ページ、公益企業のデータでございまして、そのようなもので例示しました5業種の賃金統計調査上のデータであります。労働人数でありますとか、平均給与でありますとか、年齢、勤続年数、それから、それぞれの業種の料金に関する規制のあり方を書いてございます。

13ページは、それら企業と全産業の過去からの推移をグラフにしたものであります。若干最近になってできた統計といえますか、例えばガスであれば過去3年、航空業も3年しかないとかいうのはありますけれども、過去のトレンドが見てとれるかと思います。

それから、14ページは地域補正のやり方でありまして、先ほどのとおり、関西電力は、賃金センサスと略称してはございますけれども、賃金構造統計調査の数字を使っております。九州電力は人事院の調査を使っておられます。

それぞれの概要といえますか、中身を①以降で書いてございまして、賃金構造統計調査、賃金センサスにつきましては、このような形で非常に幅広い調査を行っています。ただ、⑦のところ、都道府県別データということにつきましては、正社員のデータがないということが若干ポイントとしてございます。

15ページは人事院の調査の概要でありますけれども、これにつきましては、公務員と比較するということで、やや、②のところ、宿泊、飲食、娯楽等は除くとかいう形で、若干業種を絞った形になってございます。

16ページは物価指数を載せておりまして、賃金水準は一定物価水準に連動しているというふうにかえますと、こういうのが参考になるかというふうにして載せております。21年のデータだと地域の数字出るのでございますけれども、その後この改定がなされておりませんで、一番直近は23年の各県庁所在地の水準のデータがございまして。ちなみに、それぞれちょっととっているもの、バスケットが異なっているので、若干連続性の問題は途切れているということでもあります。

17ページ、役員報酬でありますけれども、18ページの上のところ、関西電力さん、九州電力さんの申請の内容を書かせていただいております。役員数の、関電は3人減、九州は3人プラスで、一人当たり単価は関西が4,100万円、九州が3,300万円、いずれも全体では削減になってございます。

当委員会のご議論でございますけれども、役員報酬について、独占のもとでの企業と競争の企業と同水準と考えることは反対であるというようなご意見。それから、総額で見るべきではないかというご意見。あるいは、キロワット当たりの役員数など、メルクマールをつくっていくことが必要じゃないかというご意見もございました。

公聴会のご議論は先ほどのとおりですけれども、役員の給与と職員の給与は別に考えるべきだというようなことも言われておりました。

19ページでありますけれども、消費者庁のチェックポイント。最初のポツは、先ほどの人件費と同じところなんですけれども、すみません、これはちょっとワープロミスがありまして、3行目に「特に」とありますけれども、一人当たり役員の給与につきましては、国家公務員の指定職の給与、上場会社の平均役員給与等の水準を参考に減額しているかというのがポイントであります。また、一人当たり社員の給与水準の算定について、ちょっとすみません、今申し上げたところが抜けちゃってしまっていて、正確には、その前のほうに書いてあった人件費のところ書いたのと同じであります。

論点でありますけれども、審査要領上におきましては、先ほどの人件費と基本的に同じ考え方で、3行目ですけれども、役員給与や福利厚生費についても同様の考え方を適用するとなっておりますけれども、役員の数でありますとか報酬単価についてどのように考えるかということでございます。ちなみに、東京電力につきましては、自主カットをされていたため、原価には入っておりませんでした。

21ページ以降、参考資料がついてございます。

九州電力と関西電力の20年のときの原価と、それから24年の今回の申請を比較したものの。

それから、(2)は人事院が調査しております24年の民間の役員報酬の調査であります。これは、こういうカテゴリーになっておりますけれども、下に注のようなことを書いておりますけれども、社長を補佐し会社の業務全般を統括する役員ということで、注にありますとおり、例えば会長とか副会長がありますけれども、副社長とか専務、これは8割ぐらいということで、こういう人たちの給料を主にとっているということであります。

それから22ページは、東証の1部、2部、それから大証の1部、2部の上場企業の水準を会社四季報からとれるデータから計算したものでありまして、1,000人以上であれば3,400万円、

3,000人以上であれば4,300万円というのが平均値になってございます。

22ページは、国家公務員の指定職ということで、次官級、それから局長級、外局の長級とありますけれども、震災後の特例で10%ほど減額されていますので、単純平均すると1,800万円になるということでございます。

23ページ、原価算定期間中に改定されるLNGの長期契約であります。

24ページに申請内容がありますけれども、関西電力さんにおきましては、改定が切れた後ですけれども、全日本の通関LNG価格、いわゆるJLCの直近の7～9月の平均と同額で織り込んでおられます。九州電力さんにつきましては、直近で契約した長期契約でありますとか、LNGの市況、市場環境、燃料費抑制を総合的に勘案した価格で織り込んでいるということでもあります。

ご議論としましては、将来どのような形になっていくか検討しながら、価格を下げるインセンティブをつくるためにも、努力目標を織り込むこともあるかというようなご意見。それから、他方でアメリカから入ってくると言われています安いLNGの影響、そのすべてを価格前提に織り込むのは難しいのが実態ではないかというご意見。それから、過去、契約更改がどういうときに行われたかということで、枠組みの変更が契約更改時に行われたことはなかったのかと。それに対しては、S字カーブが改定の途中で導入された事例があるというようなご回答もありました。それから、25ページでありますけれども、ヘンリーハブの相場でシェールガスというのが新しく出てくるということで、原油リンクによらないフォーミュラに変更できるのではないかというご意見に対しまして、アメリカのシェールガスがどれだけ確実に入ってくるかによるため、確たることは言えないというご回答もありました。

それから、次の26ページですけれども、公聴会では、燃料費の確保に当たって官民一体となった取り組みが必要というご意見もありました。

チェックポイントにおきましては、LNGの調達に関し、中途契約の違約金についてどのように設定されるかでありますとか、あるいは、低廉化について具体的な取り組み方針が説明されているか。それから、そういった期待額を織り込んで、あらかじめ燃料費を削減できないかというチェックポイントもあります。

27ページ以降で、算定方法について書いてございます。これは以前の資料と同じですが、現在の申請の織り込み単価が、関西電力は7万600円強トン、九電が7万5,000円になっております。そのときの全日本の通関は7万1,841円になってございます。

円グラフは、それぞれどの程度がスポット、長期になっているか。それから、今回料金改定での原価算定期間中に改定になるのはどの程度かということ円グラフであらわしてございます。

28ページは、ちょっと守秘義務の関係もありますので、極めて簡略化した算定のイメージでご

ざいます。先ほどのとおり、関西電力は、高いもの、安いものありますけれども、それを改定後は直近のJLCの水準に合わせておられます。九電につきましては、安いもの、高いものありますけれども、改定後は、先ほど申し上げました長期の契約でありますとか、市況、市場環境を総合的に勘案した価格で算定されております。

論点は29ページでありますけれども、審査要領におきましては、原価算定期間内に契約が満了するものについては、燃料においては共同調達の実施など、その取り組みによって実現可能な効率化を反映するなど、個別に可能な限り効率化努力を評価するとなっております。今後契約更改が行われるプロジェクトにつきまして、更改後の価格を全日本平均などというふうに申請されていますけれども、将来のシェールガスの輸入等による価格低減効果をどのように織り込むかということが論点かと思えます。

下のほうに参考がございまして、長期契約における価格の規定ですけれども、両電力の基本契約書を確認したところ、線がかかれていますけれども、価格協定の指標として、協議期間中及び対象期間の日本向けLNG契約に対して競争力を持つことなどという規定がございまして。

それから、直近の価格改定の状況ですけれども、他の電力会社も含めて、全電力会社から直近で妥結したプロジェクトの価格を調べてみましたところ、詳細調査中でありますけれども、直近JLC価格に比べて低いものも一部見られるけれども、おおむね高いものが多いという結果になってございます。それから、「また」でありますけれども、すみません、これもちょっとワープロミスがありまして、「昨年度」とありまして、「昨年秋」でございまして。昨年秋以降、関西電力及び東京電力において、天然ガス価格連動の調達について基本合意がされているということがございます。

それから、先ほどの調達義務のところですが、長期契約においては、不可抗力以外で契約未達となった場合には、テイク・オア・ペイでの支払義務があるということを確認してございます。

30ページは、全日本のLNGの輸入価格の推移とアメリカのヘンリーハブの価格の推移を書いております。以前は、日本に持ち込む価格のほうが安いこともあったんですけれども、最近は格差が広がっているということであります。ちなみに、液化コストとか輸送コストを乗けますと、日本着で9から11ドルになるということでございます。

31ページは、日本企業がアメリカのシェールガス等をどのように調達しているかということをご参考として載せてございます。下のところは関西電力、東京電力さんの最近の取り組みを書いております。

3番目の論点でありますけれども、32ページ、経営効率化の織り込みであります。

33ページに内容がありますけれども、関西さん、九州さん、基本的に同じ考え方でありまして、過去、特命発注なりから競争発注に変更したものにつきまして、その導入効果、これが約7%程度あったということで、今回の原価には、入札と随契問わず、いずれにおいても既契約分を除いて、新しい案件については7%の削減を織り込んでおられます。

これに対する意見でございますけれども、最初のポツ、大きな努力であると思うけれども、7%の効率化にとどまらず、もう少し踏み込むことはできないか。それから2つ目のポツですけれども、東電のタスクフォースで、第三者による視点からリストラされているかをチェックした上で東電は行ったと、今回それがないので、より重い説明責任があるというご意見等々をいただいております。それから、次のページでございますけれども、子会社・関連会社取引ということで、会社のOBがいるような、いわゆるゼロ連結を含めて、高い随契になっているんじゃないかということをチェックしていく必要があるというご意見もいただいております。

35ページ、消費者庁のチェックポイントですけれども、随意契約を含む調達費用の削減率について、今後の効率化社努力も踏まえつつ、10%程度を目標としているか。その対象となる分野を可能な限り拡大しているか。子会社・関連会社の役員の報酬・給与・退職慰労金について、電力会社本体における措置に準じたものになっているか等のご意見、チェックポイントをいただいております。

論点ですけれども、入札の審査要領におきましては、入札などを行わないものにつきましては、例えばトップランナー基準、あるいは、過去の類似例の入札実績等を基準に原価を査定するというふうにございます。両電力会社ともに、過去の実績から7%効率化努力を織り込んでいることについてどのように考えるか。また、その際、子会社・関連会社等についてどのように考えるかということをございます。

下のほうは東京電力の参考で査定方針がありますけれども、これにつきましても、東電タスクフォースで9.6%ということを低減いただいておりますので、10%というのを基準にしまして、それに未達分を減額しております。さらに、子会社・関係会社につきましては、一般管理費等のコスト削減可能な分についてさらに10%、出資比率に応じて原価を査定したということでもあります。

36ページに、そういう両社の考え方が書いてございます。これも詳しくは後ほどご説明があるかと思えます。

37ページ、4番目でございますけれども、購入電力料でございます。

これは関西電力に固有の論点でございますけれども、38ページ、原子力の原価算定期間中に受電をゼロとしておりますけれども、受給契約書等に基づき、長期にわたり受電するというものになっていきますことから、また今後再稼働に伴う受電再開を期待しているということで、安全維持を

管理する費用については原価算入をしているということであります。

委員会の議論としましては、人件費等について、自社電源と同様に事業上必要だと、原価算入することは必要ということはわかるけれども、そうであれば、関西電力本体同様にメスが入るべきだというご意見。

あるいは公聴会では、1キロワットアワーも発電していないのに支払いを行っているのは納得できないと、契約を見直すべきだというご意見もなされております。

チェックポイントにおきまして、他の電力会社及び電気事業者に払う購入電力料及び再処理積立金について、その内容は明らかにされているかということがチェックポイントになってございます。

39ページでありますけれども、論点としましては、これも先ほどのとおりでありますけれども、受電量をゼロと見込んでいるという原子力発電に係る購入電力について、どのように考えるかということでございます。

東京電力の場合が下の参考でございますけれども、真ん中あたりに①、②とありますけれども、共同開発であるというふうに認められるということ、それから②で、したがって、自社電源同様に負担する義務があるというふうに考えられること、「また」のところで、発電再開に向けた準備を実施中であるということで、原価算入は妥当であるというふうになってございます。他方で、効率化努力を求めていくということで、東京電力自身の効率化分と比較して、同等の削減努力を求めていくという査定になったわけでございます。

5番目、40ページで、事業報酬であります。

41ページに、両社ともに算定方法は同じでありまして、これは算定規則がございますので、それに基づきまして、自己資本と他人資本の報酬率を加重平均して、結果、2.9%という数字になっております。β値でありますけれども、震災の3・11から料金改定の検討を表明した日までの期間を算定しております。

この委員会での議論でございますけれども、事業報酬について、支払利息と配当の実績と事業報酬額の差があるということで、本来は積み上げ方式が妥当ではないかというご意見。他方で、現行の算定方式でよいのではないかと、差分につきましては内部留保として、自己資本比率3割に向けて充実を図るべきだと、配当政策はどうなっているのかというご意見もありました。β値のとり方につきましては、申請日にしてしまうとβ値が恣意的に変わってしまうんじゃないかというご意見もございました。それから、β値について、東京電力を除くといいますが、特殊事例として入れないほうがよいんじゃないかというご意見もございました。

42ページでございますけれども、「国民の声」でありますけれども、これにつきましては、事業報酬

の見込みが多過ぎないかというようなこと、あるいは、残りは何に使うのかというご意見もいただいております。

チェックポイントにおきましては、安定供給、財務状況等を踏まえ、事業報酬率は適正なものになっているかというふうになってございます。

論点でございますけれども、事業報酬、これは算定規則で、算定規則が明記されておりますので、これにのっとって算定することが原則になるというふうに思います。他方で、その上で β 値においては、このかぎにありますとおり、震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じない一方で、資金調達に支障が生じないという観点から設定するとなっておりますので、 β 値をどのように考えるかということが論点かと思えます。

43ページは、その β 値をとっていますけれども、関西さん、九州さんの今回の算定では、値上げの検討表明日までの数字で0.89、これは網かけた数字になってございます。他方で、東電のときには申請前日までだったので、それを合わせますと、今回、関電、九電でありますと、0.92に上がるというふうになります。ちなみに、直近までとりましても0.92というふうになってございます。

44ページ以降は事業報酬制度の内容を書いています、以前の資料と同じですので、また議論あれば紹介したいと思いますが、飛ばさせていただきたいと思えます。

最後に、53ページ以降で節電・省エネ等の普及開発関係費でございますが、54ページに申請内容があります。関西電力さん、九州電力さんともに、審査要領に基づきまして、イメージ広告とかオール電化関連、販売関連のPR館に関する費用は原価不算入となっております。他方で、ご議論あったように、節電・省エネ関係の費用が、20年と比べまして、関西の場合には51億円ふえている。ただ、全体では136億円減っているというふうになってございます。

委員会のご議論ですけれども、イメージ広告を入れないことは大前提と、それ以外であれば入れてよいということではないというご意見。それから、節電の広報が消費者の役に立っているというご説明もありますけれども、消費者のアンケートをとる中で、この費用が電気料金で払われているということを言えば考え方は変わってくるんじゃないかというご意見もございました。

55ページ、チェックポイントですけれども、広告宣伝費の大幅な削減等が行われているかというのがチェックポイントでございます。

56ページ、論点でありますけれども、審査要領におきましては、インターネットやパンフレットなどを利用した電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全にかかわる周知、電気予報等受給逼迫時の需要抑制といった公益的な目的から行う情報提供については原価算入を認めると。他方で、オール電化関係の費用については、優先度を考慮すれば、認めないというようなこ

とになってございます。そういう中で、今回の節電・省エネ・需要抑制関連の広告費をどのように考えるかということが論点かというふうに考えております。

長くなりましたけれども、以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

きょう、これからご議論いただきたいのは、今ご紹介をいただきました6つの論点でございますが、先ほども申しましたように、最初から難しいだろうなと思っていたら、やっぱり難しいままに残ってしまって、自慢じゃございませんけれども、やっぱり残ったなど、お恥ずかしながらと申し上げるべきでしょうね。そういうことでございます。

では、この6つの論点について、それでは岩根副社長から、事業者としてのお立場からご説明をいただきたいと存じます。

○岩根取締役副社長

ありがとうございます。

○安念委員長

20分程度でお願いできますでしょうか。

○岩根取締役副社長

はい。資料4-1でございます。論点に沿ってご説明させていただきます。

まず、人件費でございますが、3ページをあけていただきます。給与を比較する際に実態に合わせない場合の問題点。これは補正をするという意味でございますが、当社は、一人一人の社員に対しまして、1,000人以上の企業平均の年齢・勤続年数区分に対応した統計値そのものを適用してございまして、結果として当社の労務構成が反映された649万円となっております。仮に労務構成を当社の実態に合わせない場合、一人一人の社員を同一の年齢・勤続年数区分で見た給与水準は、世間水準を適用したことにはならないのではないかと考えております。

4ページで例を示しておりますが、左側のほうをごらんいただきまして、例えば35歳から39歳、勤続20年から24年の社員は、1,000人以上の企業平均が537万円に対しまして、当社の場合は490万円となり、一人一人で見れば世間水準から乖離した水準になることとなります。労務構成につきましては、経営環境の変化に対応しまして業務運営や組織の見直しによる効率的な業務体制を追求してきた結果としての実態をあらわしてございまして、短期間にその実態を見直すことは困難でもあることから、平均労務構成的な考え方ではなく、各企業固有の実態をもとに、原価の適切性について審査を行っていただきたいと考えております。

5ページ、地域補正でございます。地域間の賃金水準の差を考慮するという事は、これまで

議論から、各地域の物価水準を考慮することであると認識いたしております。人事院勧告の民間給与調査は、公務と共通する職務という観点からサービス業などの特定の業種を除外しており、地域の物価水準を適正に反映していないと考えております。例えば近畿では、左のほうにございますが、賃金構造調査や消費者物価による指標は人事院勧告とベクトルの向きが明確に異なるなど、近畿地方の物価水準を適正に反映しているとは言いがたいと考えております。

6ページでございます。また、人事院の民間給与調査は、地域内の官民比較を行うことを目的としている一方で、本府省の多い関東甲信越地方が高くなるといった国家公務員の組織構造や人員構成に合わせた影響を大きく受けるため、地域間の比較のための指標とはなり得ないと考えております。したがって、そのような指標の全国平均との乖離率をもって地域間の賃金水準補正を行うことは適正でないと考えております。

7ページでございます。実際、平成18年から実施されている国家公務員の給与構造改革におきましては、地域格差を反映するために講じられた地域手当の水準決定に当たりましては、賃金構造基本統計調査が用いられております。

8ページでございます。料金原価における人件費の考え方ですが、料金原価に与える影響という意味では、一義的には一人当たり人件費が重要であると認識しております。もちろん給料手当や厚生費といった項目ごとにチェックする意義は否定しませんが、仮にA社とB社で一人当たり人件費が同額で申請したとしても、項目ごとの配分をメルクマールにきっちりと合わせた会社が最も査定幅が少なくなるといった事象が生じ、経営の自主性や裁量といったものが否定されることとなります。当社が申請いたしております原価に織り込まれた一人当たり人件費は847万円であり、最終的には公的資金が導入されたことも踏まえて認可された東京電力さんの866万円を既に下回っていることから、ぜひとも総合的な審査をよろしくお願い申し上げます。

9ページ、役員給与につきましては、資料に記載のとおりですが、審査要領にのっとり、人件費と同様の考え方に基づく審査をお願いしたいと考えております。

なお、飯田オブザーバーからご質問いただいております今後の役員等の報酬についてですが、今後の経営状況や配当等を総合的に勘案して判断してまいりたいと考えております。

次に、LNG長期契約の扱いでございます。

11ページでございます。

LNGの価格改定でございますが、当社が原価算定期間中に迎える価格改定には、それぞれの契約で価格改定の考え方が明記されております。具体的には、価格改定協議期間中に日本向きに供給される長期契約の加重平均と同等といったことや、改定価格適用期間において日本市場に供給される他のLNGプロジェクトと同等といったことが契約で定めておりまして、こうした契約

条項から大きく逸脱するような価格改定は現実的に不可能でございます。当社といたしましては、原価算定期間中に価格改定のあるものにつきましては、価格低減に向けて努力することを織り込み、改定後の価格を全日本通関LNG価格としております。

また、平成24年7月～9月の全日本通関LNG価格は燃料費調整の基準価格となるため、当社も含め、日本全体で安価なLNG獲得に向けた調達努力がなされ、実際に全日本通関LNG価格が値下がりすれば、燃料費調整制度によってお客様にメリット還元されることとなります。当社としては、引き続き経済性のあるLNG調達に最大限努めてまいりたいと考えております。

また、北米のLNGプロジェクトでございますが、原価算定期間である平成25年から27年度の間、シェールガス由来の北米LNGプロジェクトにつきましては、日本への輸出予定はございません。各種報道で取り上げられているいずれのプロジェクトにつきましても、生産開始は最も早く平成29年以降でございます。

12ページに北米LNGプロジェクトの進捗状況を記載しておりますが、5つのプロジェクトのうち、輸出許可を取得済みのものは1つ、残りの4つは輸出許可を申請中であり、かつ、与信リスクや環境問題リスクといったリスクを抱えている状況です。また、これらのプロジェクトのうち、日本企業の権利獲得数量は1,500万程度であります。そのうちの日本向けの数量の合計は、当社では800万トン程度と推定しておりまして、全日本輸入量8,700万トンのうちの10%程度と考えております。

その理由につきましては、次ページ、13ページでご説明いたします。13ページ、北米LNGプロジェクトの問題点でございます。

当社といたしましても、北米LNGプロジェクトからの調達に関して積極的に交渉しているところでございますが、日本におきましては、3つの理由により、北米からのLNG輸入量は、当面の間、限定的にとどまるものと考えております。

まず、1つ目の実現可能性でございますが、メジャー以外の事業者は、ヘンリーハブ+固定コスト+手数料というLNGの価格体系を志向しておるところでございますが、それらの事業者はLNGプロジェクトの建設・操業の経験がなく、事業リスクが存在するため、そういった事業者からの大きな数量の調達は安定調達上のリスクが大きいと考えております。また、輸出許可、建設許可、ファイナンスの問題等からも、プロジェクトの実現は不透明な状況となっております。プロジェクトが実現しても、日本向け輸入を含め、時期は2年から3年程度おくれる見通しと考えております。

続きまして、2つ目の性状でございます。日本の発電受け入れ設備や都市ガスのスペックは、シェールガスのような大量の軽質LNGを前提としていないため、大量のLNG受け入れのため

には設備・運用面での対策が必要となってまいります。

最後、3つ目、その他の各種リスクでございます。米国天然ガス法で、FTA未締結向けの輸出許可につきましては、米国の公益に影響を及ぼさない限り有効との規定がありまして、仮に将来輸出許可が取り消された場合でも、そのリスクは買い手が負担することとなっております。したがって、仮にLNGの供給が途絶した場合、液化費用については支払い続ける必要がございます。売り手の不可抗力発生時のリスクについても同様でございます。また、米国天然ガス価格は現時点におきまして歴史的な低水準で推移しておりますが、先物価格が上昇するなど、先行きにかけて価格のリスクもあるものと考えております。

14ページでございます。価格改定の協議の状況でございます。

平成26年度以降、西豪州、カタール、インドネシアなどの大型プロジェクトが価格改定を迎えますが、新規プロジェクトの立ち上がりの遅延及び日本の原子力発電所の停止を背景とした需給逼迫を理由に、売り手は強硬姿勢を続けております。また、契約の規定により、売り手と買い手双方は同時期に合意され、かつ同時期に供給されるプロジェクトを価格指標と位置づけており、供給時期が異なり供給安定性に疑念を有する北米プロジェクトの影響を価格改定に反映させることは現実的に困難であります。協議にて合意できない場合、国際的な仲裁が一般的であります。また、契約条件や市況価格をもとに判断されます。さらに、同一もしくは比較対象プロジェクトにおきまして、他の日本買い手が先行合意している場合、当該価格が市況価格とみなされるため、その後当該価格以下で合意することは不可能であります。そのため、料金改定を申請する買い手だけが価格低減のために努力をしても、万が一、他の買い手が高値で合意してしまえば、当該価格からの引き下げは不可能となってまいります。

また、弊社における価格改定協議の現状ですが、価格改定協議におきまして、北米プロジェクトの影響を反映させると提案したところ、売り手は、熱量、許認可リスク、供給信頼度の観点から、北米プロジェクトは価格改定条項における比較対象プロジェクトとはなり得ず、買い手がこれらの影響を価格改定に反映させるというのであれば協議にならないと、強く反論している状況でございます。

15ページに当社のLNGプロジェクト別の価格合意水準と原油価格のイメージを示しましたグラフを記載しておりますので、ご確認ください。

次に、経営効率化の織り込みでございます。

17ページでございます。資材調達における価格低減の状況と今後の効率化の深掘りですが、当社は、一般会社・関係会社の区分にかかわらず、同一の考え方で相当厳しい価格査定・交渉を行い、低廉な価格での調達に努めることを原則としております。その上で、これまで継続取引先と

のSCM活動や関係会社再編により、他電力会社に先んじて特命発注や関係会社発注の価格低減に取り組んでおり、こうした取り組みによる成果は現行料金原価に反映済みでございます。また、前回改定以降、特にこの至近1年で発注方法の工夫により、3%程度の発注価格削減を実現し、さらに今回の申請原価には100%競争発注とした場合の効率化効果7%の削減を織り込んでおります。その結果、現行料金に対しまして、トータルで10%程度の発注価格の削減となり、東京電力並みに効率化した水準となるチャレンジングな目標に向けて取り組みを実施いたしております。

18ページ、発注価格の削減額のイメージを記載しておりますので、ご確認ください。

20ページ、指名競争発注または特命発注契約企業における現役及びOBの当社役員の就任状況ですが、ページに記載のとおりとなっております。

なお、資材調達におきましては、一般会社・関係会社の区分にかかわらず、また、当社役員の就任状況にかかわらず、同一の考え方で相当厳しい価格査定・交渉を行い、発注を行っております。

次に、停止中の原子力発電所に係る購入電力料です。

22ページでございます。

購入電力料における原子力発電の織り込みについてですが、日本原子力発電敦賀発電所1・2号機の基本料金の織り込みにつきましては、敦賀発電所は1・2号機とも発電電力の全量を受電3社で受電することとしており、当社としては両機とも再稼働を期待しております。このことから、原子力発電所を安全に維持管理する費用等につきましては、契約に基づき支払う必要があるものと考えており、原価算入しております。なお、原価算入に当たりましては、固定費用の削減に加え、当社並みの効率化を求めべきと考えられる費用について、さらなるコスト削減を織り込んでおります。なお、寄附金などの費用は織り込んでおりません。

また、北陸電力志賀原子力発電所2号機の基本料金の織り込みについてですが、志賀原子力発電所2号機につきましては、広域運営の本旨にのっとり、北陸電力が建設し、その設備の有効活用を図るとともに、中部及び関西の需給安定に資することを目的として広域活用をすることといたしております。運開当初から当社は北陸電力との間で長期にわたって融通電力を受電することとしており、また、早期の再稼働を期待していることから、原子力発電所を安全に維持管理する費用等につきましては、契約に基づき支払う必要があるものと考えており、原価に算入いたしております。なお、日本原電と同様に、原価算入に当たりましては、固定費用の削減に加え、当社並みの効率化を求めべきと考えられる費用につきまして、さらなるコスト削減を織り込んでおります。なお、寄附金などの費用は織り込んでおりません。

23ページ、24ページには、日本原電、北陸電力との基本契約の内容を記載いたしております。

25ページでございます。日本原電の平成24年度の間接決算の概要についてでございますが、同社の収支は、発電所の定期検査の実施時期及び関連工事の終了時期に左右され、上・下期で不規則となります。下のほうに平成23年度の純利益を記載しておりますが、上期168億円の黒字でしたが、下期は297億円の赤字となっております。

次に、事業報酬でございます。

27ページでございます。昭和35年以降、事業者に資金調達コスト削減のインセンティブを付与し、内部留保を可能とするレートベース方式が導入されております。こうした制度のもと、最大限の経営効率化に努めることで財務体質の改善を図り、電気料金の安定化・低廉化に努めることで、原価高騰の際には内部留保を取り崩すことで料金の維持に努めてまいりました。

28ページで記載のとおり、弊社の資金調達環境は著しく悪化しておりますが、電気料金の安定化のため、引き続き最大限の経営効率化に努め、財務体質の改善を図ってまいりたいと考えてございます。

29ページに、長期計画停止火力と原子力プラントについて記載いたしております。

長期計画停止火力につきましては、至近年での再稼働に向けた改良工事の設備対策等は実施しておりません。しかしながら、前回改定におきましては、中長期的には再稼働の可能性があることから、建設中の資産として平均帳簿価格の2分の1をレートベースに算入しておりましたが、その後、料金審査要領の見直しがなされたことを踏まえまして、今回改定では全額をレートベースから控除しております。

一方、原価算定期間中の稼働を見込まない原子力プラントにつきましては、高経年化対策や、さらなる安全性向上対策といった再稼働に向けた準備を進めているところでありまして、レートベースに算入いたしております。

最後に、節電・省エネ・需要抑制関連に係る取り組みの必要性についてですが、31ページをごらんください。

節電・省エネ・需要抑制関連に係る取り組みは、節電や省エネの定着により需給安定化を図るとともに、自治体様を初めとした社会の皆様からのご要望におこたえする活動として、必要不可欠な取り組みであると考えております。今回の原価には、値上げをお願いしている状況を考慮し、上段の枠内の点線で囲んでおります取り組みを初めとし、厳選した費用のみを算入いたしております。特に下の表の網かけ箇所の中で、例えば、原子力の安全対策の取り組みや電気の安全利用に係る情報発信、また、ウェブや専用ダイヤルといった既に実施済みであり実際にお客様からご活用いただいている取り組みなどにつきましては、原価不算入となった場合の影響も極めて大きく、今後も継続して実施できるよう原価算入を見ていただきますよう、何とぞご理解のほど、

よろしくお願ひ申し上げます。

なお、再下段の注釈に記載しておりますとおり、今回の原価には、至近実績にアンケート調査等により得られた節電継続率を加味し、定着する節電影響として51億キロワットアワーを織り込んでおります。一方で、自治体の皆様からのご意見にもございますように、節電意識は時間とともに緩んでくる可能性もあり、節電効果の定着のためにはお客様に節電・省エネを継続していただけるよう、上記の取り組みを引き続いて推進していくことが必要であると考えてございます。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

じゃ、引き続き、坂口常務からお願いいたします。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

それでは、引き続き九州電力からご説明させていただきます。資料4-2でございます。

まず、人件費についてご説明いたします。

1 ページをごらんください。年収メルクマールにおける補正の必要性について説明いたします。電力会社と賃金構造基本統計調査における産業計平均のデータを比較すると、図-1、図-2のとおり、電力の事業特性の影響等により、勤続年数や正社員比率について大きな乖離が発生しております。表-1、図-3に記載しております賃金構造基本統計調査のデータが示すとおり、年収水準は勤続年数の長短や正社員比率に大きな影響を受けるため、電力会社の年収水準のメルクマールを算定する際には、賃金構造基本統計調査のデータを補正し、電力会社の実態を反映させる必要があると考えております。なお、人事院勧告に当たって、官民の給与を比較する際には、人事院調査「職種別民間給与実態調査」に基づき、国家公務員と類似する職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素を同じくする者同士を対比させる同種・同等比較が行われております。

2 ページには、年収メルクマールにおける補正項目について記載をしております。補正につきましては、同種・同等比較の原則の考え方にに基づき、電力会社の雇用実態等を踏まえ、雇用形態、勤続年数、勤務地域について補正を実施しております。詳細は下の表に記載しております。

雇用形態における補正につきましては、当社給料手当の対象者は全員が社員でございますが、賃金構造基本統計調査における一般労働者のデータには非正社員も含まれておりますので、正社員のデータを使用した補正を行っております。

次に、勤続年数につきましては、設備産業である電気事業におきましては、発電電所や送配電線の保守・運用・設計など長年の経験と技術力を有した人材が求められることから、新卒採用者に段階的に経験を積み、計画的かつ継続的に育成をしております。このため、従業員の勤続年

数20年は、産業計平均14.3年に比べ長くなっております。また、当社では、年齢・学歴・性別にかかわらず、業務遂行能力に応じて従業員を処遇しております。従業員の技術力等は業務経験を通じて向上することから、業務の経験年数である勤続年数による補正が適当であると考えております。特に年齢につきましては、賃金構造基本統計調査は中途採用者の影響により年齢構成がいびつであり、本データを新卒採用を中心とする当社と比較することは適当でないと考えております。

勤務地域につきましては、審査要領に基づき補正を実施しておりますが、賃金構造基本統計調査による補正は、産業構造や雇用形態等の影響を受けるという問題があるため、同種・同等比較の原則に基づき調査されている人事院勧告の民間給与データにて補正を行っております。

3ページから6ページは、前回の審査専門委員会にてご説明させていただいた内容を参考として記載しております。3ページには補正の考え方、4ページから6ページでは、地域補正における賃金構造基本統計調査の問題点をお示しした上で、人事院勧告の民間給与データによる補正が適当である旨を記載しております。

1点、地域補正について補足をさせていただきますと、5ページに記載しておりますとおり、当社は国家公務員給与に基づき補正を行っているのではなく、国家公務員給与の妥当性を検証するために調査された民間給与データにおける全国平均と、九州・沖縄の給与水準の比率に基づき補正を行っております。

次に、燃料費のご説明ですが、7ページから11ページでございます。

原価算定期間中に価格改定されるLNG長期契約について、7ページで説明をいたします。

まず、米国産シェールガスが日本向けLNGに与える影響について、その時期、数量、価格の面からご説明をいたします。

最初に、時期についてでございます。米国産シェールガスの日本への輸入は、最速で2017年以降と言われており、原価算定期間の2年後以降となります。また、2020年以降になるとの説も聞いております。

輸入が実現した場合でも、現時点の見込みでは、全日本のLNG輸入量、2011年度の実績で約8,300万トンでございますが、こういう量に対する占める割合は限られております。

価格につきましては、4年以上先になると思われる日本への輸入開始時点のヘンリーハブ価格が極めて不透明であると考えております。現在は、1MMBTU当たり3ドルから5ドルでございますが、シェールガスの輸出開始に伴い価格が上昇する可能性があるものと思われま。また、日本着価格にはヘンリーハブ価格に6ドルから7ドル程度と言われる液化代や輸送代が上乗せされることも考慮する必要があります。

8ページに記載しておりますとおり、国際エネルギー機関（IEA）のレポートでは、2020年の日本向けLNG価格は14～15ドル程度との説も出ております。また、原価算定期間内において、日本における既存のLNG価格に比べ大きく低下することは必ずしも見込めないのではないかと考えております。

第12回専門委員会におきましては、日本エネルギー経済研究所の小山氏も、当面、我が国のLNG輸入価格は原油価格によって左右される構造が継続する見込みである旨、述べられております。

JCC以外の指標の導入は、価格決定方式の多様化による調達価格変動リスクの低減には寄与するものと考えておりますが、米国産シェールガスの日本への輸入がまだ実現していない現時点において、日本全体のLNG価格に影響を与える時期や幅について見通すことは難しく、米国産シェールガスの輸入を見込んで価格が現在より大きく低下していくということを前提とするのは妥当ではないと考えております。

また、長期契約の価格改定においては、交渉時期におけるLNGの需給動向や日本向け長期契約価格等を考慮することになっておりますが、米国産シェールガスの日本への輸入は原価算定期間中は開始されることはなく、LNGの需給に直接影響を与えることはないものと考えられます。

また、原価算定期間中におきまして、新規に立ち上がるLNGプロジェクトは少なく、一方で中国やインド等新興国の需要増により需給タイト化が予想され、価格上昇の懸念があります。この状況の中で、原価算定期間中に実施する価格改定交渉は極めて厳しいものになると予想しておりますが、当社といたしましては、従前にも増して粘り強い交渉を行い、価格引き下げに向けて最大限の努力を行う所存でございます。

なお、参考として、9ページから11ページに、これまでの審査専門委員会でご説明させていただきましたLNG価格の改定方法、引き取り義務数量、LNGスポット調達の考え方についての資料のほか、LNG長期契約とスポット契約の関係を添付しております。

続きまして、経営効率化関係でございます。

12ページをごらんください。経営効率化に関する項目のうち、資機材調達における競争導入効果の深掘りについてご説明いたします。今回の申請原価には、競争入札実績に基づき、発注時における設計値からの低減実績——平均7%減でございますが——を競争導入効果として反映しております。また、原価算定期間における競争導入効果反映前の設計値を、現在実施中の緊急経営対策以前の平成23年度の設計値と比較しますと、下の表のとおり、経年での比較が可能な継続発注件名において、約3%から4%低減しております。加えて、平成24年度の契約単価及び設計基準単価についても、緊急経営対策の一環として、参考に記載のとおり、平成23年度から数%

低減を行っております。したがって、震災前の計画である平成23年度の設計値からは、申請原価に反映している平均7%の競争導入効果と合わせまして、合計で10%程度の効率化を織り込んでいると考えております。

13ページから15ページにつきましては、これまでの委員会にてご説明させていただいた資料をつけております。

13ページは、子会社取引におけるコスト低減への取り組みでございます。電力の安定供給に直結します資機材を安定的に調達するためには随意契約とせざるを得ない場合が存在しますが、そうした制約がある中、従来から競争原理を活用した発注方法の工夫、グループ各社の効率化目標を織り込んだアクションプランの実施、お取引先との協働での原価改善活動などに取り組み、継続的に調達コストを低減してまいりました。今後、新規取引先の開拓や分離発注の推進などを通じて、競争発注比率を25年から27年度の3年間で現行水準の倍に当たる30%まで高めることを目標としております。子会社・関連会社との取引においても、競争発注の拡大にも取り組むことにより、さらなるコスト削減に努めてまいります。

14ページは、申請原価に反映した平均7%の競争導入効果について書いております。

15ページは、これまでの効率化の実績と競争導入効果との関係についてまとめたものでございます。

次に、16ページでございます。前回委員会でご質問のありました、当社役員OBの資機材調達先における非常勤を含めました役員就任状況について記載をしております。

続きまして、事業報酬制度について。

17ページをごらんください。レートベース方式のもと、当社は、これまでの効率化の成果を設備投資や有利子負債の削減等に活用し、資金調達コストの低減や財務体質等の強化を図ることで、電気料金の中長期的な安定化・低廉化に努めてまいりました。また、効率化等による内部留保を取り崩すことにより、燃料費等の増加に伴う料金値上げをこれまで回避してきたところでございます。下に有利子負債残高と自己資本比率の推移をグラフで示しておりますとおり、当社の財務体質は大幅に悪化しており、財務体質の改善が喫緊の課題であると考えております。

18ページは、当社の資金調達状況をお示したものです。東日本大震災以降、多額の資金調達が必要となるとともに、社債スプレッドが大幅に拡大するなど、資金調達環境は厳しさを増しております。

次に、19ページでございます。事業報酬率における β 値算定の考え方についてご説明いたします。事業報酬の算定にあたっては、東京電力の査定方針において、現行の事業報酬制度の趣旨を踏まえると、事業者独自の経営リスクを勘案するのではなく9電力会社平均の β 値を採用するこ

とが適当と整理されております。仮に震災影響のある東京電力等の実績を特殊事情による異常値として β 値の算定諸元から除く場合、個別事業者の経営リスクを勘案することになり、事業報酬制度の趣旨や東京電力の査定方針とは異なることとなります。また、 β 値が異常値であるかを定量的に判断することが難しいため、事業報酬率の設定において恣意性の排除が困難であると考えております。以上の考え方によりまして、 β 値の算定には9社平均を採用しております。

なお、前回、飯田オプザバーから、原子力発電所のレートベースへの織り込みについてご質問をいただいておりますが、現在停止中の原子力発電所6基につきまして、全基再稼働に向け安全対策等を実施していることから、他の設備と同様、料金算定規則に則り、電気事業固定資産については全額、建設中の資産については資産の2分の1をレートベースに算入しております。

次に、普及開発関係費についてご説明いたします。20ページでございます。

各種情報の発信・提供にあたっては、マスメディアを効果的に活用するとともに、お客様からの問い合わせ、ご意見などに適切に対応することが必要であります。特に節電・省エネ・需要抑制については、21ページに記載しておりますように、国の方針として、電力会社も国民各層に対する普及啓発活動を徹底して行うこととされており、電力会社による地域に密着した取り組みが重要であると考えております。

20ページの下の方に記載しております、①マスメディアを活用した情報発信、②電気料金低減に資する省エネ活動、③お客様との対話活動につきまして、原価算入の考え方を22ページ以降に記載しております。

22ページは、マスメディアを活用した情報発信についての説明でございます。

当社は、チラシやホームページ等を通じまして、公衆感電事故防止PRや夏季・冬季の重負荷期における節電のお願い、リアルタイムの需給状況や効果的な節電方法など、公益的観点から必要な情報を発信しております。しかしながら、チラシは低年齢層への十分な周知が難しく、また、ホームページはお客様からのアクセスにゆだねられ、十分な訴求ができないといった課題があります。このため、チラシ、ホームページだけではなく、お客様の接触率が最も高いテレビや情報量が多い新聞広告等のマスメディアを組み合わせた情報発信を行うことが重要と考えております。

また、下の表に記載しておりますように、九州すべてのご家庭の検針時にチラシを配布する場合と、九州すべてのお客様にマスメディアを活用してPRを行う場合では、コスト面で大きな差はないと考えております。

23ページでございます。電気料金低減に資する省エネ活動については、記載のとおり、エネルギー供給事業者として当然の責務と考えております。実施にあたっては、ホームページやパンフレット・チラシによる情報提供を基本とするものの、ご高齢者などホームページを閲覧されない

方、より詳細な説明をお求めの方などへの配慮も必要であることから、地域のネットワークを活用し、丁寧な情報提供をあわせて実施しております。また、お客様からの問い合わせ、ご相談等に対しては、社員が個別に対応させていただいております。このような観点から、本費用は事業運営に最低限必要な費用と考えております。

最後に、24ページ、お客様との対話活動についてでございます。お客様対話活動は、地域のお客様に当社事業全般についてご説明し、お客様のご意見・ご要望を伺い、これらの声を事業運営に反映させる目的で、全社を挙げた取り組みを行っております。また、先日の公聴会におきましても、当社とお客様とのコミュニケーションの場を求めるとのご意見もございましたことから、平成25年度以降もお客様対話活動は継続して取り組むことが必要と考えております。

これまでにいただきましたお客様のご意見等を25ページに記載しております。

説明は以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ディスカッションに移りたいと思いますが、どうしますかね。論点はもう6つ、あるいは受電のあるなしで、九州さんの場合、5つですけれども、順番でいきましょうか。

まず、じゃ、人件費から入りましょう。どうぞ、お願いいたします。

いかがでございますか。そろそろ議論を収れんさせなきゃいけないので、何かしゃべっていただかないと、このままわかりませんでしたというわけにはいきませんので、よろしく願いをいたします。

永田委員、お願いします。

○永田委員

もともと両事業者の検討過程の中で一番目のポイントとして、補正のところですけども、地域補正については2社、別々のやり方をやっているところに差異があります。それと、二番目のポイントとして、金額的に大きなインパクトあるのは勤続年数補正です。ここをどう取り扱うかがもっと金額的なインパクトは大きいんだろうと思っています。

まず、地域補正につきましては、もともと地域補正をどう考えるのがいいのかということですが、要は物価水準というんですかね。いわゆる購買力を平準化するためには、どの指標が一番実態に合っているかがポイントなのかと個人的には思っています。前回からずっと議論している中で、人事院方式なのか、もしくは賃金構造基本統計調査なのかという議論はあったんですけども、実は消費者物価というんですかね、そのほうがより購買力を平準化するには適切な指標ではないかと考えています。

それからあと、勤続年数補正のところなんですけれども、そもそも、前回の有識者会議からの議論の中で、電気事業者は地域独占で競争リスクがないのだから一般企業の賃金の平均にすべしという、そういったロジックが前提だったと思うんですけれども、そこがちょっと個人的にはよく理解できなくて、地域独占で競争リスクがない企業の賃金として一般的な企業の平均が妥当であるというのが、なぜそうなるのかがすっきりしません。要は、リスクがないんだから、そのリスクがない事業をやっている人の労働者としての価値、それに合わせて賃金を決めるというのが合理的な考え方なのかなど疑問に思っています。

勤続年数補正というのは、勤続年数を重ねることによって技術が高まり、そういうスキルを持つ人を企業の中に維持し、安定的に雇用を確保して、ある意味では外に出ないようにするための制度かと考えます。しかも賃金が後ろになれば、つまり年齢が高くなればなるほど、もしくは勤続年数が長くなればなるほど技術力が高まって、そういう人たちに対して、若干後ろ倒しに賃金を払っていくような、そういう構造なんだろうなと思っていて、それ自体は同種・同等という原則なのか。価値に合わせた賃金を払っていくという意味で言うと、一つ妥当な考え方じゃないかと思っています。いろいろ議論を重ねている中で私自身も、何が果たして補正を入れることが妥当なのかというのは若干悩みつつも、今までの議論の中で、その2つの補正について、まずはご指摘させていただきたいと思っています。

○安念委員長

今の後者のご意見は、勤続年数補正は両社とも加味してよい、すべきだという、そういうご趣旨というふうに考えればよろしいですか。

○永田委員

そうですね、はい。

○安念委員長

わかりました。それはそれで一つのお考えでしょうが。

ほか、いかがでしょう。やっぱり補正なんですよね、結局。

じゃ、八田先生、お願いします。

○八田委員

勤続年数が高まればどれだけ技能も高まるかは、人によって千差万別です。我々の生活を見ればわかるように、さっさと学んでどんどん技能を学ぶ人と、永遠に学ばない人とあるわけです。勤続年数が高いほど給料が高くなるというのは、日本の従来慣行に従っているのだと考えられると思うんです。

問題なのは、査定時点における勤続年数分布そのままを前提とすると、次の査定のときに料金

を引き上げるために、勤続年数が高い従業員の比率を不必要に高めようというインセンティブが生まれることです。仮に勤続年数が高い人の技能は必ず高いとしても、このようなインセンティブが生まれます。しかも、実際には、勤続年数が高いにもかかわらず技能が低い人がいるのですから、勤続年数が高い人を増やすことは、技能が低い人まで人工的に増やす結果にもなり、非効率をさらに大きくします。このような歪んだインセンティブが生じないようにすることは、今回の料金審査が目指していることだと思います。

しかし、このような歪んだインセンティブを与えなくてすむのならば、なるべく現状を反映するのに越したことはありません。前には、何も補正しない賃金基本調査と、当該電力会社の要件を、地域以外はすべて組み込んだ賃金基本調査とを、足してちょうど2で割るのではどうでしょうかと、私、ちょっと提案させていただいたことがありました。

しかし、審査要領では、賃金基本調査を用いた上で、公営事業の賃金統計も加味せよということになっています。このことを考慮すると、何も補正しない「なしなし」の賃金基本調査と、九電さんなり関電さんなりの今の人員構成を反映した「ありあり」の公営とを半分半分で使うのがいいんじゃないかと思います。

こうすれば、現実の人員構成をある程度は加味できます。しかし、今以上に例えば勤続年数の高い人の割合を増やすことが有利になるわけではありません。増やして高い給料を払うと、料金は、ある程度上がるけれど、実際の増額を賄うほどには上がらないからです。企業としては、なるべくならばそういう給料の高い人は雇わないほうがいいということになる。電力会社の実態をある程度反映させながら歪んだインセンティブを与えない一つの方式ではないかと思います。別に固執しませんけれども、一つの案ではないかと思います。

○安念委員長

ありがとうございました。これは八田先生の前からのご提案ですよ。

○八田委員

そうです。

○安念委員長

ウエートをつけたらいいだろうという、そういうお考え。わかりました。

松村先生、お願いします。

○松村委員

まず、地域補正です。恐らく消費者庁、消費者委員会の方からはすごく怒られると思うのですが、私は、必ずしも統一しなくてもいいのではないかと考えます。それぞれの地域の実情を複数の指標で見て、著しくおかしくないことを確認すれば、同じではなくてもいいのではないかと。

私は、関電、九電が出してきた指標は、それぞれ違う指標ですが、そんなにめちゃくちゃではないと考えます。例えば、別の指標として消費者物価が出てきましたが、消費者物価でも両電力の採用した地域補正係数と余り変わらない。提案は都合のいいところだけとっているという疑念は当然持たれかねないので、相当綿密にチェックすることは必要だとは思いますが、今回の両事業者の提案はそれぞれ、そんなに変ではないのではないかと思います。

それでは、その消費者物価で見て、それぞれ余り大きく乖離がなかったのだから消費者物価で統一すれば良いという意見があるとすれば、私はそれには異議があります。消費者物価もほかの2つの指標と同様に問題がある。それなりに合理的だけど、問題はある。特に住居費はかなり大きな問題があります。家賃に関しては面積とかはそろえてあると思いますが、通勤条件等をそろえていない。東京で内幸町の本店まで通うのに30分の立地の賃貸料と、福岡の九州電力の本店に通うのに30分かかるところの賃料を比べる、条件をそろえる必要があるのですけれども、物価指数の出し方からして、そんなことまでそろえていません。住居費の比重の大きさを考えれば、この点軽視すべきではありません。今後の申請でも、物価水準でみた補正が、今回関電、九電が使った補正より極端に大きい場合、物価水準での地域補正を認めるべきではありません。

その点では、ほかの2つの指標と同じようにおかしな動きをする可能性があります。したがって、その3つを見比べながら、突出して違うものは採用しないという考えが正しいと思います。事業者が出してきた地域補正が、3つの指標で一番突出して高くなっているものではないことをチェックするという点でいいのではないかと。私は統一しなくてもいいと思いました。

2点目。より大きな影響を与える補正、学歴の補正と年齢の補正に関してです。私は今日も繰り返し出てきた意見は許容できない。許容できないというのは、最初に私ははっきり言ったと思うのですけれども、片方だけ補正して、つまり年齢だけ補正して学歴を補正しないとかというのは明らかに恣意的であるという点です。年齢を補正する、あるいは年齢補正より問題が大きいのですが、勤続年数を補正すべきというのと同じ理屈で、学歴を補正するのも意味はあると思うし、学歴を補正しないほうがいいというのと同じ理由で、これらのものも補正しないほうがいいということもできると思います。いずれにせよ都合のよく一方だけを取り出さないでくれと強く主張したつもりです。

まず出発点として、両方補正するか、両方補正しないかに議論を限定するのと、片方だけ補正するのを認めるかどうか。ここが出发点だということを指摘し、その段階で議論して、片方だけ補正するのはだめですということには合意したと思っていました。したがって、何でまた、やれ勤続年数だとかという話が出てくるのか、理解しかねます。

ただ、永田委員から出てきた意見が、もしそれを前提としているなら、勤続年数は補正するの

だから当然学歴も補正しますという、そういうつもりでおっしゃったのならいいのですが、そうならその点をはっきり言ってください。現に事業者からはいまだに片方だけ補正するという手前勝手な主張が続いているわけで、まるでそれを支持しているように聞こえます。

○八田委員

後で補足します。

○松村委員

永田委員に対してこの点を確認したい。

○永田委員

同じく、私も先生のおっしゃるように、学歴補正も含めて、勤続年数も含めて補正は入れるべきだと。

○松村委員

わかりました。

○安念委員長

フルセット。

○松村委員

わかりました、補正するなら一方だけしか入れないというのは認めないという点はぶれていないわけですね。

○永田委員

ただ、先の審査要領で、学歴補正は排除すべきではないか、こういったことがあったので、そこを遵守するならば入れられないのかと思った次第です。

○安念委員長

わかりました。

八田先生は。

○八田委員

僕は、一方は全く入れないと、そして、もう一つの公益のほうは入れるということです。

○安念委員長

それは、レファレンス・ポイントとしての公益事業のほうは入れるということね。

○八田委員

そのとおり。

○安念委員長

わかりました。本体は入れないと。

○八田委員

そうです。だから、これをまぜこぜにするということはないと。

○松村委員

わかりました。したがって、学歴補正を入れないということを重視するのであれば両方入れないというご意見ですね。やるなら両方入れるという点がぶれていないなら必然的にそうなるはずです。やるなら両方入れる、勤続年数を入れるのはもっとも、学歴補正は望ましくないという議論があった、相互に矛盾する3つの点を主張して議論を混乱させないでください。いずれにせよ学歴補正をしないで年齢、勤続年数を補正することを認めることはないという点を確認できてよかったです。

私は、学歴と年齢を両方補正するには、それなりに理由があり、デメリットがあり、両方補正しないというの、それなりに理由があり、それなりにデメリットがあるので、一般論としてどちらがいいと決めることは非常に難しい。少なくとも学歴と年齢の両方を補正しないというのが、学歴と年齢を両方補正するというよりも、どんな状況でも必ずいいとは言えないと思っています。これについては、ここに出てくるまでは、どう発言するか迷っていました。迷っていましたが、きょうの両電力のご説明を聞いて、やはり、なしなしでいいのではないかと判断いたしました。

○安念委員長

地域補正だけということですね。

○松村委員

はい。なぜなら、今回の九州電力でも、明確に学歴補正は望ましくないということを相当強くおっしゃった。東京電力のケースでは、東京電力の方から年齢、勤続年数補正を要求していないことを前提として、学歴補正だけして更に料金原価を下げるべしと言う主張に対して、この委員会では明確にノーと言った。年齢、勤続年数を補正すべきでないが、学歴だけは補正すべしと言う意見に対して、年齢、勤続年数を補正すべきでないのと同じ理由で学歴を補正すべきでない理由を除き、学歴補正だけを正当化する理由を念頭に置き、そのような理由で学歴補正のみを正当化する弊害を当委員会では明確に述べた。九電のケースは勤続年数補正が望ましいと自ら主張しているわけで、それを所与としてそれでもなお学歴補正は明確に望ましくないと主張している。当委員会の東電のケースでの立場と表面的に似ているように見えるが、両者の立場は全く違う。関西電力の資料でも、あくまで今までどおり学歴の補正ではなく年齢、勤続年数の補正だけをわざわざ出して説明され、更に口頭で学歴補正に対する否定的な説明をしているということは、学歴を補正しないのに強いこだわりを持っておられるということ。それを無理やり私たちが補正せ

よと言うのはおかしい話だと思います。最初に、どちらかを補正するならもう一方も補正すべしということは明確に確認していたわけですから、学歴を補正しないと言う両電力の主張を受け入れれば、両方補正しないというのが合理的だと思います。ただ、これが、本当に一般的に正しいということではなく、ケースバイケースです。判断の問題だと考えています。

以上です。

○安念委員長

ほかはいかがですか。

両電力さん、ちょっとおまえたちの言っているのは趣旨が違うぞという、もしご意見でもおありなら、どうぞ。

○関西電力株式会社説明補助者

今ご指摘のありました学歴に関して言えば、私どもは基本的に、今まで有識者会議とか東京電力さんの査定の中でいろいろ議論されてきたものを踏まえて申請をさせていただいております。そういう意味では、第10回の専門委員会の中でも、学歴については、雇用的な問題とか、そういうことからふさわしくないというご判断もいただいておりますので、そういうものを除いたというのは一つございます。

それから、もちろん学歴については、これ、どう判断するかでは多分いろいろご見解もあるかと思いますが、我々としては、一般的に言えば、やはり性別と同様に本来的な、実態としては多分いろんな差というのがあるとは思いますが、入社前の属人的要素でもございますし、私ども一般的な企業においても、入社以降については、能力とか成果であるとか、そういうものによる賃金管理がごく一般的だというふうに考えておりますので、そういうものをベースと考えると、学歴というのはどうなのかとは思いますが。

ただ、もともとそういう形で申請させていただいたのは、10回のそういう結論があったからというのがまず基本ではございます。

○安念委員長

九電さん、何かおありでしたら、どうぞ。

○九州電力株式会社説明補助者

よろしゅうございますか。関西電力さんがおっしゃられましたように、学歴・年齢につきましては、例えば社内での試験制度等も活用して、業務遂行能力に応じた処遇を行っておりますので、補正はいかがかと考えております。

勤続年数のほうにつきましては、特に技術者ですけれども、一人前になるのに10年くらいかかりますので、これもまた業務遂行能力が上がっていくということに応じて処遇も考えるべきでは

ないかということで、勤続年数の補正にはぜひご理解を賜りたいと思っております。

○安念委員長

わかりました。

松村先生、どうぞ。

○松村委員

私は年齢と学歴を同時に補正することもどちらも補正しないこともそれぞれ理があると思います。勤続年数に関して補正することに関しては、私は異議があります。今おっしゃったように理由はある。勤続年数がふえれば技能が高まるということは当然あり得るでしょう。

しかし、逆に補正すべきでないという理由もあります。例えば年齢と勤続年数というのを見たときに、参照となる一般的な企業の平均値に関して勤続年数が短い人の賃金水準が低いということが仮にあったとして、それは勤続年数が低いから、その結果として能力が低くて賃金が低いのか、あるいはそれは、勤続年数が短い理由は会社がかわったということの意味しており、会社がかわったというのは、例えば、自分がもともと勤めていた会社が不況などの不幸な要因によって転職を余儀なくされたのかもしれない。転職を余儀なくされると、日本の労働市場だと賃金の水準が大きく下がるということはしばしば見受けられる。そうすると、この効果によって勤続年数と年齢の効果の乖離が出てくる。

転職を余儀なくされると賃金が下がるということは、逆に言えば、長い勤続年数をオファーできる安定的な企業で働くことができる、不況のために首を切られる心配の少ない電力会社で働けるというのは、その分プレミアムがあるということですよ。安定的な職を維持できるのだから、その分賃金が低く、逆に、非常に不安定な職なのだから、その分賃金が高いとかいうような裁定が働くということだって当然考えられるわけです。これだけ勤続年数が長い安定的な職をオファーできる総括原価と地域独占に守られた企業なのだから、給与の水準は平均勤続年数の長さに応じて下げるべきだという極論だってあり得るわけです。私は、勤続年数が長いから更に下げるべしと主張するつもりは全くありません。しかし、勤続年数が長いから給与が高くて当然という主張も簡単には受け入れられません。

私は、勤続年数で補正するのは、年齢ほどには説得力があるとは思えません。もし勤続年数での補正を残すということを強く言うなら、この点についてはもう少しちゃんと議論する必要があると思います。繰り返しますが、両電力の勤続年数が長いから給与を上げるべしと言う両電力の主張はとても説得力あるとは思えません。逆に下げるべしとまでは言いませんが、補正しないとするとの方が余程理にかなっていると思います。そうでないと安定的な職を得ているという実質的なプレミアムと高賃金の2重の利益を得ることになってしまいます。私は受け入れかねます。

○安念委員長

八田先生。

○八田委員

生活費の指標としての消費者物価指数について、先ほど松村委員がおっしゃったことに対して補足したいと思います。実は僕は、たまたま都市経済やるものだから気がつくのですが、消費者物価指数の地域補正には、通勤時間だけでなく混雑状況も反映しません。さらに、大都市と地方とは、保育園の難しさも極端に違うんですが、これも反映しない。一方、大都市には店が多くて選択肢が広いなどの有利な点もありますが、これも反映しない。だから、生活費の地域補正をする目的では、消費者物価の地域補正には様々な不備があります。元来ならば、今言ったようなものも含む包括的な地域間生活費補正が必要です。

しかし、労働者は、そういうことを全部勘案して地域間を移動しますから、賃金の地域間格差はそのような包括的な地域間生活費補正指標の代理変数になり得る面もあるということですね。

○安念委員長

わかりました。ありがとうございます。

ほかの委員、あるいはオブザーバーの方々、何かご意見おありじゃないですか。

○山内委員

1つだけ、じゃ、今の。

○安念委員長

どうぞ、山内先生。

○山内委員

地域補正について、今、八田先生がおっしゃったようなこと、合意するんですけども、やっぱり所得側で見るのと購買側というか購買力で見るのというのは若干乖離があるのかなと思って。購買側で何か合わせようとする、今おっしゃったように、いろんな仮定が崩れてくるので、やっぱり所得側のほうが直接的かなというふうな感じを持っています。

それからもう一つ、さっき、これも八田先生がおっしゃったことなんですけれども、ここで例えば年齢とか、あるいは勤続年数とか学歴とかという補正をすることの、企業に対する選択のゆがみみたいなものは、やっぱりこれはなるべくなくさなきゃいけないんじゃないかなと。その一番、要するにニュートラルな形で選択ができるようなことを考えなきゃいけないんじゃないかと、こんなふうに。

○安念委員長

そうですね。ありがとうございます。

後で戻っていただいてもよろしいですが、ちょっと一応、私がまとめて、まとめになるかどうか分からないけれども。

まず、基本の発射台というか、一番の出発点は、これはもう審査要領で決まっております、人件費については、賃金センサスにおける常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本にする。これが発射台です。だから、これは動かしようがない。

そこで、次に地域補正ですが、これは、今まで伺った限りでは、地域補正をすること自体がいかんというご意見はなかったように拝聴いたしました。その場合、そもそも補正の方法をそろえなきゃいけないのかというのがまず大問題で、いやいや、そうじゃなくて、説得的な理由がついていれば、あるA電力は α という指標に基づく、それからB電力は β という指標に基づくというのであっても、合理的な説明がつくのなら、それはそれでいいんじゃないかというご意見もありました。それはそれで、そうかなという気がするんですね。これは松村説です。ですから、地域補正はしましょう、そして、どっちかに必ずしもそろえなければならないかとなると、その点も含めて要検討ということです。今回は、別にそろえなければならないかどうかについても結論はちょっと出しにくいとは思いますが、とりあえず今のところは、違っていてもいいという見解もありという前提で、今後話を進めていきたいと思えます。

それから、他の要素による補正ですが、大体のところですけども、フルセットで補正するか、何もしないか。やっぱりどれか1つ、2つのコンポーネントだけをピックアップするというのは、確かに何とも恣意的だという印象を免れないというのは確かかなという気はいたします。ですから、フルセットで補正するか、そうでないか、という方向で、どっちにするかをここ1週間ぐらいのうちにとにかく決めてしまわなきゃいけないなという気がいたします。

それからあと、レファレンス・ポイントとしての公益事業ですが、これについては、まだ格別の決めをしておりますので、どうしましょうかね。公益事業をどうするか。何かご意見、もしおありでしたら、この段階で、どうぞ。

○山内委員

公益事業というのは、公益事業の範囲と、それから、その考慮の仕方、両方、そうなるの。

○安念委員長

そうです。おっしゃるとおりです。

○山内委員

範囲については、3社ぐらいという、3業種。

○安念委員長

3社、3業態。

○山内委員

ということかなって感じをちょっと持っています。

○安念委員長

一応3業態を出発点にしますか。前から航空は、もうLCCもあって、普通の業態になった。普通という言い方は何ですけれども、そういうご見解もおありでしたので、一応3業態を出発点にしましょうか。

じゃ、きょうはそれぐらい、とりあえずそうしておきましょう。もう、何か決まったような、何も決まっていないような、よくわからない話だけでも、まあしょうがないや。

じゃ、その次は何だったっけ。

役員の報酬。そうそう、役員の報酬。これ、どう思われます。

どうぞ、飯田さん。

○飯田オブザーバー

今ごろになっての質問になるんですけれども。

○安念委員長

いや、全然構わないです。

○飯田オブザーバー

この資料3の21ページに、前回の申請と今回の申請の比較表、あるいは平均原価の表があるんですけども、役員報酬の給与の金額そのものは総額からすれば微々たるものになるんですが、いわばこだわるのは、やっぱりその考え方、あるいは修文の仕方のところだということに思っています。そもそもなんですけど、今回でいいますと、関西電力さんでいうと7億5,200万円と、こういう原価申請が、これは拘束力を持つというふうに考えていいんでしょうか。この範囲内で実際に役員給与を支給すると考えていいんでしょうか。

というのも、先ほど、現在20%から30%のカットをしていますと、それも、前回の申請の額はわかりますけれども、実際にどれだけの支給をしているかということについてはデータがないわけですね。かつ、先ほどのお答えでいうと、経営判断、状況に応じて総合的に判断をして、続けるのか、続けないのか、復帰させるのかということ判断しますという、こういうお話だったわけです。そういうふうにして考えていくと、いわゆる申請原価としてはこういう額になっているんですけども、実際に支給されている、あるいは支給している額というのは、どうなるのかというのはさっぱりわからないといえますか。申請額で判断しろと言われても、実際には気持ちとしては、実際どれだけ支給されているのかということのほうが重要といえますか、判断材料としては重要なことになっているんだというふうに思うんですけれども。そこは、今さらながらなんで

すが、例えば7億5,200万円の申請をしたということが、経営上、拘束力を一定持ったものとして考えていいんでしょうか。

○安念委員長

法的に申せば、ないです。1人3,000万平均で、原価で面倒見てもらうとしても、何か大もうけて1人10億出しましたと言っても、別にそれは法的に、少なくとも電気料金の認可等の関係で違法だということにはなりませんよね。それは別に役員の給与だけじゃなくて、他の営業費のすべての費目について、皆同じことだと思います。

○永田委員

ただ、上場会社については、1億円以上の払った場合には開示がありますので、それは。

○安念委員長

もちろんその通りです。ですが、だれも有報に載った人いないでしょう。そんなことはどうでもいいけど、有報には役員給与の総額は出ていますよね。ですから、ここでの認可の総額と、それから実際に支払われた総額との対比はできるということですね。

○飯田オブザーバー

後づけでそれが検証はできるということですね。

それと加えて、給与の問題と役員の賞与の問題は別ですね。賞与のところは株主総会で、こういう利益が出たので、したがってこれだけ支給したいということが総会で承認されれば、それはそれで執行されると、こういう話として理解できるわけですね。

そういう関係にあるということを前提に、私の評価ですけれども、たびたび申し上げているように、なおやはり高い水準であるというふうに思います。それは、我々の一般的な感覚からして、平均の申請価格が4,100万円だということについては、やっぱり高い水準であるというふうには、ちょっと申し上げておきたいと思います。

○安念委員長

ありがとうございました。

ほか、何かご意見ございませんか。

人件費チームの先生方、役人の給料準拠というのは、どこから出てきたんですって、そもそも。

人件費チームじゃない？

○片岡電力市場整備課長

すみません、これは参考資料で事務局が出している資料なので、別にチームで出していた資料じゃないのでですね。

○安念委員長

それはそれで。

どうぞ、どうぞ。

○辰巳委員

公聴会に行かせてもらったときの皆さんの声でも、やっぱり役員の方たちの給料は高過ぎるといのが総体的にあったというふうに思っておりますもので、やっぱりこれは、ここでの審議としても、そういうご意見を反映できるような結果を出すのがいいと私は思っています。それが、じゃ、どのぐらいかというお話ですね。

○安念委員長

それはそうです。

○辰巳委員

ここでね、国家公務員の指定職の年収の話があって、このあたりを。これで大体妥当だろうなというふうに思います。もちろん、先ほどの飯田さんのお話も関連して。だから、ここでの査定に関しては割合納得できるのではないかなと私は思っているのですけれども。

○安念委員長

なるほど。役員になるともう、特に大きな企業になればなるほど、従業員よりもはるかに差が大きいので、統計的な資料というのをを出してきたところで、それほど相場観みたいなのはないですけれどね。それで、困った末に役人かという、そういうことですかね。

どうですか、両電力の皆さん。それは、地域独占で倒産はなかろうとはいえ、しかし、いくら何でも役人ほど楽じゃないよという、そういうご批判はあろうかなという気はする。

岩根副社長はどうです？

○岩根取締役副社長

どうお考えいただくかですけれども、我々としては、例えば公益企業の水準とか、関西におけるかなり大人数の企業とか、そういうデータは出していますし、それから一応、東京電力さんのときの審査委員会のときも人件費に準じてというお考えもありますしですね。民間企業という考え方の中で、確かに値上げということもございますので、そこも含んでいただいて、全体の他企業等も含めて、どう考えるかと。

それから、ちょっと公務員さんの場合は恐らく退職金みたいなのがありますんで、我々も今、役員の退職金なんかもございませんので、そういう同種・同等やないですけれども、やっぱりそういう観点も要るのかということで、単純にはちょっと承服しかねるのかなというような感じでございますけれども。

○安念委員長

わかりました。そうおっしゃるだろうと思います。とにかく公務員というのは一つの、それこそレファレンス・ポイントとしてあるということだけ承って。

松村先生、ごめんなさい。失礼。

○松村委員

多分、諸悪の根源は私なのではないかと思います。私は事務次官の給料よりも高い役員の給与を原価に認めるなどというのは承服しかねると主張したつもりです。今回はそれより更に低い金額が出てきていますが、発想は同じだと思います。

公務員ではなく一般企業と比較すべし、今回の提案はおかしいと主張される委員がもしいれば、人件費に関する有識者会議での議論を思い出してほしい。東京電力の料金審査の前に有識者会議で議論したときに、レファレンス・ポイントとして従業員1,000人以上の企業が適切なのかどうかという議論をした。今回の関電、九電の値上げ申請の際にも、兵庫県知事から貴重なご意見を伺った。県職員の給与算定ではもっと小さな企業も含めてデータをとっているのに、1,000人以上では甘過ぎるのではないかというご指摘でした。この指摘は、私は今でももっともだと思っています。同様の議論を有識者会議の段階でさんざんして、それに近い意見を言った委員もおり、それから逆に、1,000人以上よりもっと高い賃金で当然だと言った委員もいた。もっと高くても当然だと言った委員は、給与を低くし過ぎると優秀な人材が集まらなくなるとの懸念を持っておられたわけです。最終的には電力の安定供給の重要性にかんがみて、1,000人以上の従業員の給与ぐらいは確保しないと人材確保の点で問題ではないかというご意見を反映して今のようルールになったと記憶しております。

さて、その議論を役員に当てはめて考えて下さい。例えば関西電力なら、ずっと基本的には、社長は、新卒で関電に入って出世してきた人になるのですよね。関西電力に入るときに、自分は遠い将来社長になっても事務次官よりちょっと高いぐらいの給与しかもらえないから、関西電力にはばかばかしくて入社できないなんていう人が本当にいるのでしょうか。関西電力に入る人は基本的に、給与が高いからではなく、地域のエネルギーの安定供給、電力の安定供給に貢献したいという高い志を持って入ってくる人が大半であって、事務次官並みの給与しかもらえない、役員になってもそれぐらいしかもらえないというなら、ばかばかしくて優秀な人材が電力会社に集まらないなどという理屈は、こちらには当てはまらないと私は思います。だからそれ、労働者が賃金のところで1,000人以上を参照にしたからといって、役員も当然に1,000人以上、同じ考え方を踏襲するというのはいいとしても、微調整の部分では完全に一致させる必要はないと思います。

この指定職の給与は、もともと民間の給与水準を参考にして、その上で出てきているわけで、

こちら規制産業の役員原価に入れる水準も、同じものを参考にして選ぶべし、ですから、この点で何ら変わりありません。同じように参考にした結果として同じような水準が出てきたとしても、決して理屈のない話ではないと思います。

それから、先ほど飯田事務局長がご指摘になった、実際に払う金額ということに関してですが、役員報酬のところに限らず、あらゆるところに関して、ここで議論できるのは料金原価に算入する金額として何が適切かということは議論できても、どれだけ払うのが適正かということは議論できません。したがって、これは役員報酬に限った話ではないので、ここで幾らと決めたからといって、それ以上の支出をするのは違法だとか、正当性がないとかということについては、一切言えないという点をご理解ください。

ただ、申請の段階で、第1回の段階で関西電力が明確に、九州電力は公聴会の席でも出てきたのですが、今、自己資本が相当毀損していて、短期的にも安定供給というのに不安のある状況だと。こういう状況下で料金原価に認められなかったような役員報酬を払って、さらに自己資本を毀損させるようなことは、実際にはやらないと思います。ほかのものについてはやむを得ずということは出てくるとは思いますが、自分たちで意思決定でき、自分たちで決められるような範囲のところ、お手盛りでやるということは、安定供給を第一に考える電力会社は決してないと思うので、その点については、それほどご心配になることはないのではないか。

それから、さらに言えば、この後、劇的にパフォーマンスを改善し、例えば調達価格などを劇的に下げ、その結果として、高いパフォーマンスを上げたのに対する報酬をこれ以上に払うというのはむしろいいことだと思うので、そこについて私たちは文句を言う必要もないと思います。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。公務員準拠もそれなりにご支持がある。

じゃ、これはこれぐらいにしておきましょうか。

どうぞ、八田先生。

○八田委員

今、岩根オプザバーがおっしゃったことは重要だと思います。もし等しくするなら、FRINGE BENEFITを含めた額でそろえるべきだと思います。要するに退職金とか年金とかがもし違うならば、比較の標準としてそれらも加味すべきだろうと思います。

○安念委員長

ほかのこととおっしゃるのは、

○八田委員

電力会社の役員の報酬が一般企業に比べて低く査定される理由です。

昔、ジョージアのガス会社がアンバンドルされたあとのガスパイプライン会社の人に、「アンバンドルなんかされて、たまったもんじゃないでしょう」と言ったら、「いや、実はこんなに楽だったとは思わなかった。アンバンドルされてからは、パイプラインをどこに引くか自社で決める必要がなくなった。ガス本体を売る会社が希望する地点ならば、どこにパイプラインを引いても規制料金でもってお金がちゃんと入ってくる。リスクを一切とる必要がなくなったから、これは楽だ」と言うんですね。

今の日本の電気事業には、自由化部門もあるので、その分非常にリスクなところもあるわけですが、同時に規制料金で守られた事業に関しては、このようなリスク・フリーの面もあるのでですね。

○安念委員長

そういうものに関してはね。

○八田委員

したがって、リスクフリーな仕事に関しては、それにふさわしい報酬でいいでしょうというわけです。次官の給料だって、それは結構高いですよ。けれども、民間よりは低い。それは、民間のように、2年、3年で会社がつぶれる可能性があるわけではないからだと思います。

それで、松村委員がおっしゃったことの繰り返しになるけれども、実際に払う役員報酬は、リスクのある自由化部門の事業も反映するのだから、今回の査定の役員報酬より高くてもいいけれども、規制部門の役員報酬のベースになるものとしては、次官のお給料というのは適切なのではないでしょうか。

○安念委員長

なるほどね。ありがとうございました。

次官の退職金で、どのぐらいもらうんですかね。1億ぐらいもらうの。

○片岡電力市場整備課長

いやいや、そんなにないです。

○安念委員長

そんなにないの。

○片岡電力市場整備課長

多分退職金は、電力会社の場合は役員になられる前にもらわれて、ですよ。その後、役員としての退職金はないというご理解ですね。公務員の場合は、最後やめるときに、次官であっても、普通でやめても、大差ないので。

○安念委員長

ずっと続きでね。

○片岡電力市場整備課長

はい。その辺はちょっと、もう少し精緻に見る必要はあるのかもしれないです。

○安念委員長

いいけど、よその会社の退職金が幾らだって詮索してもしょうがないけど。わかりました。

じゃ、人件費周りは一応こんな感じにしておいて、その次、最大の問題である燃料費。何か、どうぞ。

ここは結局、シェールが順調に掘り出されて、先安期待があることはあるわけですがけれども、それを反映させるのかどうか。仮にさせるとして、どういう反映のさせ方をするのかというのがやはり多分最大の論点になるだろうと思います。東電のときにはその話はなかったんだけど、ここ数カ月で、世界のエネルギー市場の様相というのは相当変わったという認識はある。私、素人だから、本当にそれが正しいのかどうかわからないけれども、変わったのではないかと思われま。そうするとやっぱり、東電のときと全く同じでなければならんということもなくなったのではないか、ということじゃないかなと思うんですがね。

いかがですか。この点はどういうふうに議論を収れんさせていったらよろしゅうございませうか。どうぞ、何か言ってくださいよ。何か言ってくれないと収れんしない、話が。

一番詳しいのは、やっぱり山内先生じゃないですか。

○山内委員

いや、そんなことないですけども、やっぱりシェールが出て、現状でいうと、アメリカが輸入しようと思っていたLNGが余ってという話がありますよね。だから、シェールがあること自体で、世界的なLNGのマーケットに何らかの影響を及ぼすというのはあるのかなと思いますよね。だから、そういう意味では、下方へ行く圧力というのは出てくるだろうと。おっしゃるように、それをどう見込むかということなんですけどね。

ただ、これはエネルギーですので、不確実性があるのは事実で、ご主張、どちらかの、両方かな、ありましたけれども、それは我々は決めつけないで、不確実性のところをちょっと見てあげなきゃいけないなというふうに思いますけどね。

あと、契約については、要するにシェールが出てきて、その長期契約がどの程度契約条件が軟化するのかどうかというのは、もう少し情報が要るのかなという感じはしますけれども、全くないんじゃないんだろうなと思いますけれども。

前回、私、これを欠席させていただいたんですけども、そのときにヨーロッパに行って、L

NGプラス、ガス事業ですけれども、どんなふうな今実態になっているのかというのを見てきたわけですけれども、マーケットができれば、それなりに反映していくわけですね。

だから、先物のマーケットがどれだけ動くかどうかわかりませんが、例えば今、シンガポールでマーケットできようとかしていますけれども、そういった実態を、もう少し情報をいただいて、それから判断するのかなというふうに思いますね。

○安念委員長

ありがとうございます。

ほかに、いかがですか。

既契約分で、かつ向こう3年間に価格改定の交渉の時期もないというものは、まさか途中で契約を破棄して違約金払って乗りかえろといったって、理論的にはあり得ても、実際のところは難しいだろうと思うんですけれども、価格改定交渉の機会があるものについて、あるいは今後、そもそも契約を新しく締結するものについて、下押し圧力を加味して査定するということが妥当かどうかということなんです。どうなんですかね、これって。先の話だから、どっちみちどうなるかわかりやしないんですけれども。

確かに、山内先生がおっしゃるように、不確実性は一定程度見なければいかんというのも、これもそうだろうと思うんです。いかがでしょうか。シェール革命の影響いかに。

梶川委員、どうぞ。

○梶川委員

この将来の価格が、これ、購入だけではなく、不確実なものをどのように今回査定させていただくかという、非常に難しい問題だと思うのですが、これはある意味では、多少努力目標であると、経営努力目標であるという部分も、ユーザーの立場から言えば、考え得る点ではないかと思えます。これで、例えば不確実なものの査定を厳しくして、電力供給の安定に問題が出るほどの努力目標というのは国益に反するのではないかなと思いますが。

ただ、ある程度の範囲内の努力目標というのは、ごく民間競争原理にある会社でも常にそういう目標は立てるわけで、その部分は基本的に、もし実現できなかった場合には、今回、受益者が料金で負担をするか、そうでなければ株主が、ないしは資金調達者といっても、金利は多分まけてくれないでしょうから、株主配分に回る部分を多少削られてしまう可能性がある。ですから、そういう一定の事業存続が可能である範囲の中においては、株主か料金の受益者かという、その部分の配分をある程度考えながら、経営努力をしていただくという考えは一つあるのではないかなという気はいたします。

○安念委員長

なるほどね。株主への配分も事業報酬という形で、料金で面倒を見ているわけですからね。燃料費が思いのほかかさんだら事業報酬のほうからちょっと回してねと、そういうことですよ、結局ね。

○梶川委員

多分それは経営をガバナンスする、もう1人の当事者というのがおられるわけで、それは株主に経営をガバナンスしていただくという部分はあるのではないかなという気はいたします。

ただ、重ねて申しますけれども、事業継続が危うくなるような話というのは到底許容できる範囲ではない。また、こういうかなりの部分は規制料金の事業をされているわけですから、決してそのようなむちゃな、無体な話をしているつもりではないのですけれども、不確実性のある部分についての、多少なりとも努力目標というのはいり得る発想ではないかと。間違いなく確実にという部分について、多少のリスクを株主に負っていただく可能性も出てくるということはいり得ることではないかということをおし上げました。

○安念委員長

なるほど。

ほかはいかがですか。八田先生、どうぞ。

○八田委員

不確実性にある程度対処する方法はあると思います。最終的な算定期間の後の、28年3月ぐらいのところでの価格として、ヘンリーハブの先物を採用し、それに液化の費用とか輸送費とか乗つけたものを用いれば、不確実性を最小限にできるんじゃないかと思うんです。そこにいきなりというわけにはいかないと思うけれど…

○安念委員長

趨勢としてということですか。

○八田委員

そうです。一種の基準になるし、もうそれ以上やりようがないんじゃないかという気がしますけどね。

○安念委員長

ヘンリーハブの先物というのがありますよね。

○山内委員

それはあるけれども、プロジェクトベースだから、どこに何を輸出するというのが限定されているわけで、その意味では、余りマイティな数字じゃないと思うんですけれども。エネ庁さんがおっしゃっているように、LNG全体の先物事情みたいなものができれば、そっちのほうがあり

得ることだと思うんだけど。

○安念委員長

そっちのほうがいいですね、全体ができればね。それはそうですね。

飯田さん、どうぞ。

○飯田オブザーバー

資料3の28ページのイメージ図のところ、それぞれにちょっと質問したいんですけども。

関西電力さんには、以前意見で上げたこともあるんですが、いわゆるJLCを下回る契約のものが、説明としては、JLCの価格に収れんしていく、両方ともですね。高いのも低いのも収れんしていくので、これを原価に織り込みましたという、こういう説明があったんですけども、やっぱり低いのがなぜ収れんするのかと、一つわからないんです。それが、関西電力さんへの質問が1つ。

それから、九州電力さんのほうですが、いわゆる経営環境として、関西電力さんのほうがJLCに収れんしていく価格環境にあるという説明をされたんですけども、九州電力さんのほうはJLCを上回る場所に原価算定を置いておられると。ここの判断の、その違うというのはなぜなのかというのが、改定分と非改定分の構成比が多分に違うわけですけども、それが原因かなと思ったりするんですが、そこもちょっと教えていただきたいと思います。

○安念委員長

ご質問ということでよろしいですか。

○飯田オブザーバー

はい。

○安念委員長

では、すみません、関電さん、なぜ低いほうが上乘せされるんだという。

○岩根取締役副社長

これは一度ちょっとご説明しかけたこともあるんですけども、結局、やっぱりプロジェクトの立ち上げのときにかかわった話になる。新たな契約をするときは、かなり弾力的な交渉というのができまして、プロジェクトが立ち上がったとき、実は原油価格がかなり低かったんです。今みたいに110ドルじゃなくて、今の半分ぐらいの値段でありまして、初めて先方もLNGのプロジェクトをやるんで、LNGは莫大な投資をするんで、万が一これよりも原油価格が下がりますと、それは要するに莫大な投資をしたものが回収できないということなので、当事の原油価格で固定的に最初数年間は見て価格を決めてくださいと。だから、最初の立ち上げのときが一番やっぱり資金回収リスクがありますから、それを見てくださいと。その後の、次の契約更改のときに

は、日本着のLNGプロジェクトとコンペティティブな価格で交渉しましょうということになっていましてですね。

やはり新しい契約を一からやる話と、いったん契約でバイディングされていますので、そのバイディングの範囲でしか今度は契約の価格交渉、違いますんで、そこはやっぱりかなり我々は違うと思っていまして、例えば今後新しいLNGを交渉するときには、今出ていたようなお話でシェールガスも入ってくる可能性もあるから、そういうのと比較してというんですけれども、今は基本的にバイディングされている契約の中の範囲でどのぐらい双方で合意できるかという話なので、これ、合意できなければ国際仲裁裁判所へ行きますけれども、基本的には契約でやりますのでね。契約のバイディングというのはやっぱり相当大きいと思いますので、そここのところで我々も最大限努力していますけれども、そのバイディングのところは相当大きいというふうに考えております。

○安念委員長

それはそうでしょう。

九電さん、いかがですか。何でJLCより高いんだというご質問です。

○九州電力株式会社説明補助者

前回からご説明しているとおり、LNGの価格は価格を値決めしたときの需給状況に非常に左右されます。私どもの価格が今、関西さんに比べてちょっと高くなっていますのは、ちょうど上げ局面に価格改定が当たるプロジェクトが多くて、そういうのが結果してこういう形になっています。

今後の価格改定のときにどう考えるかでございますけれども、足元の需給環境からしますと、原子力が停止しまして、買い主にとっては非常に厳しい状況ではございますが、原則として現行の価格を据え置きということにしております。一部、非常に需給状況のよいときに契約した、この太線の契約につきましては、ほかのサプライヤーとの関係等も加味しますと、恐らくこのレベルになるんじゃないかなということで想定をいたしました。

○安念委員長

ということでございます。

○飯田オブザーバー

いろいろな契約交渉時の環境に応じていろいろ左右される、そういう環境にあるという、そういうことなので、それ以上言いようがないといえ言いようがないわけですね。ですから、この審査委員会での判断としては、それ以上にもう言いようがないということになってしまうんだと思うんですが、一つ消費者から見たときに、その基準、織り込み、申請価格の基準設定が両社

で違ふと、ここはなぜなのかというのは、率直な疑問としてやっぱり残るというふうにはちょっとと思います。

○安念委員長

なるほどね。その点はよく留意いたします。よくわかりました。

では、陶山理事、どうぞ。

○陶山オブザーバー

これまでいろいろな資料も出していただき、ご説明もいただいた中で、少し乱暴な発言なのかもしれませんが、論理として、原価算入する部分の費用と、それから実際に動いていく費用とはちょっと切り分けて考えるという、その論理から考えたときに、市場の非常に流動的な市場、あるいは経営努力も含めて、不確実性が非常に高い部分があるということ、それから、説明としても非常に複雑で見えない部分が非常に大きいということも含めて、この一律に原価算入する経費についてはJLCのところを統一するという、こういった考え方も一つできるんじゃないかなというふうに思いました。それであれば、経営努力された部分はプラスになっていきますし、非常に経営努力を促す。今出されている九電さんのところにとっては非常に厳しい意見かもしれませんが、一つの考え方としてあるのではないかなと思います。

○安念委員長

それはもう選択肢としては当然あります。ある意味でだれもが気づくし、わかりやすい指標です。

ただ、どんなものにも欠点はあるんですけれども、そうすると、電力各社がみんなでゆるふんで交渉するとどんどんどんどん上がって行って、甘い交渉していると得をする。理論的な話ですけども、そういうことがあるかなと思われま。その欠点があるものですから、やっぱり一長一短なんですよね。

ほか、いかがですか。どうぞ、秋池委員。

○秋池委員

燃料費は費用の中でも最大のものなので、先ほどの梶川先生のところとも近いんですけれども、安定供給に支障の生じない範囲で、何らかの削減目標というのを入れたほうがいいのではないかなと思います。どういうロジックでつくるかというのはまた事務局のお知恵もと思いますけれども、現実的には、シェールガスの効果というのがこの3年間にあらわれないとかいうこともあるかもしれないんですけれども、その分、何かスポットで調達をしていただくとか、あと、社内の運用をより効率化していただくとか。いろいろ交渉事ですので、確実ではないから読み込みにくいし、ここではおっしゃれない交渉中のことなどもおありかもしれないので、そういう方法論

はお任せするとして、何か少し削減するという目標を燃料については入れたほうがいいかなというふうに考えます。

○安念委員長

どうぞ。

○辰巳委員

資料3の28ページの先ほどの絵なんですけれども、イメージということではあっても、過去にJLCの価格より低い価格で契約しているというのも事実あるわけですよね。九電さんの場合だつて、これ、多分あるということなんでしょうね、きっと。

○安念委員長

それはそうですよ。

○辰巳委員

だから、やっぱりそのあたりは、結果としてそうなっているのかもしれませんが、努力をなさってこういう数値は出たんだろうというふうに思いますので、そのぐらいの努力をするという方向で、私もやっぱりJLCの価格よりもまずは下になるように努力していただきたいなというふうに思っているんですけれども。ということで、とりあえず。

○安念委員長

どうぞ。

○河野オブザーバー

このところは、やはりユーザーとしては一番気になるところで、皆さん今話されていて、不確実な期待値をどこにどうやって織り込んでいただけるかというのは、本当に委員の先生方をお願いするしかないなと思っておりますけれども。やはり一般的な、私も全くわからないんですが、本当に普通の消費者として考えるに、このところの新聞報道やら何やらを見ていると、燃料費というのはもしかしたら、今のような総括原価方式のところ、これまで考えられてきたことよりも変わっていくのではないかなと。今までは安定供給が一番だったけれども、これからは多分コスト重視といいましょうか、今まで総括原価方式の中で守られてきた部分が、今度はやっぱりもっと違うところに踏み出していくのかなという期待値があるんです。ぜひ今回は、だから、どういう形でこの不確実さを形にさせていただくかというのは全くわかりませんが、ユーザーとして、今回のこの最終的なところに行くときに、ぜひこのあたりの私たちの期待というのを入れていただきたいなというふうには思っているんです。

今回の、きょう出された関電さんの資料からも九電さんの資料からも、この3年間は無理だと。もうはっきり、絶対無理だと、期待しないでほしいと言われているのはよくよくわかっているん

ですけれども、それでもやはりどこかに経営努力の姿を見たいなというふうなのは、今後お金を払う側の私たちにとってみると非常に大きな部分だということを、ぜひここではお伝えしたいなというふうに思っています。どんな形になるかわかりません。

ただ、あともう一つは、今までベース電源として考えてきた原子力が次にいつ動くかということところは、本当にそここのところもまた不確実ですよ。そうすると、その分は当然のことながらLNGか、それか石炭なのか石油なのかわかりませんが、火力燃料で多分補わなくてはいけない時期がこの後もありますよね。そのあたりに対して、動かさない時期に対して、それなりの経営努力をされると。それも多分、スポットも、足元見られれば高くなるか低くなるかというのわからないというふうにおっしゃるとは思いますけれども、そういったトータル、全部含めて、ぜひ今まで私たちに見えなかった経営努力というのを一番わかりやすい燃料費のところで見せていただけたらなというふうに思っております。

○安念委員長

さて、一段の経営努力をというご意見が多かったことは確かだけど、相手は手ごわそうですね。

これ、どうなんですかね。僕個人的には、シェールについては何かちょっと楽観的な報道が多過ぎるような気がしているんですけどね。だってアメリカ連邦政府は正式の輸出の許可って出していないでしょう。アメリカというのはもう本当に露骨に戦略的に行動しますよね、マーケットメカニズム重視じゃなくて。だから、出てくるのかもしれないけれども、出てこないのかもしれないという、そういう意味の不確実性はあるのかなという気はするんです。それも私の素人のつぶやきにしかすぎませんがね。

南委員、どうぞ。

○南委員

ちょっと今さらながらの質問なんですけれども、JLC価格、JLC価格とおっしゃっていますが、24年の7月から9月の3カ月平均をとった理由というのは何でしたっけ。つまり、九電さんの11ページのグラフを見ると、11年6月ぐらいからこう上がって、今、下がってまたちょっと上がってきたというような感じになっているんですけども、直近3カ月をとって、それを基本に、今後改定があったときはJLC価格にするというときの、JLC価格にしている理由は何かあるんですかというところ、ちょっと確認させてください。単純な質問です。

○岩根取締役副社長

いや、もう基本的に、前提条件というのは為替レートとか原油価格の見方とか、基本的に全部直前の、直3カ月でやっておりますので、それと全部合わせていると。前提条件については、あるものだけをちょっとこの期間でとるとということじゃなくて、基本的に全部合わせさせていただ

ている。

○南委員

その次の質問なんですけれども、それが現状の動き方、つまり、ここで原価の基準にすべきJLC価格として妥当、その基準として合わせたというのは非常にわかるんですけれども、妥当かどうかという点については、率直にどうお考えでしょうか。

○岩根取締役副社長

基本的には、その時点の生きている契約の価格で、契約のフォーミュラの価格ではじいておりますんでですね。

スポットの話ですか、今おっしゃったのは。

○南委員

違う、LN……

○岩根取締役副社長

LNG全体で。

○南委員

JLCで。

○岩根取締役副社長

それはもう、7～9というのは、その時点で生きているLNGの契約のフォーミュラというのは全部決まっていますから、各プロジェクトごとの。そのフォーミュラで計算していますから、今の契約に基づく価格という。プロジェクトごとのことかと思って。今後、契約の更改分については、我々、それぞれこういう価格になるということで想定してやらせていただいております。

○安念委員長

山内委員。

○山内委員

その図がこれ、28ページなんですよね、だからね。プロジェクトを全部見られて、これから調達して、その価格、フォーミュラの中でこういう価格になるということがかかれたのが28ページの図ということになるんですよね。

要するに、一つはさっき申し上げたけれども、だから、今のそのままいくとそうなんだけど、その調達の価格が、調達の方法はどこまで変えられるのかとか、あるいは場合によっては、さっき安念さんがおっしゃったような、国際的に見ると契約破棄みたいな話はないわけじゃないんですけれども、その場合、かなり国のほうが支援したりしてそういうことをやっているわけだけど、そこをどういうふうに見込むかということだと思っただけです。今回の話は、シェールは直接には

この時期には入ってこないけれども、でも、シェールはほかのところに輸出されるので、それによって需給がどう緩むかという、そういうことですよ。それを見込まなきゃいけないんですね。

個人的に言うと、安念さんがおっしゃるように、シェールの報道って、ここのところ随分日本で、経済週刊誌も特集したりして、過熱ぎみではないかというふうには思いますけれども、ただ、その影響がないということはないんだと思うんですよ。さっき言った、だけでも不確実なものをどうはかるかということなんですけれども、ある意味じゃ興味ベースというか、あれなんですけれども、例えば、さっき言及された九電さんの11ページの価格の動きみたいなもの、これを少し分析してあげて、例えばほかの要因を入れて、世界の需給動向とかなんとかって要因入れて、そのボラティリティみたいなのはかかって、不確実性でね、将来こうなるなんていうことを分析できないことはないかなとは思いますがね。簡単なベースでできるならば、少しそんなことも考えて、今回の将来値としての考慮に入れてもいいのかなと思いますけどね。ちょっとやってみたいと思うんですけども。

○安念委員長

そうなんです。そのボラティリティを数値化できるなら、それはそれで説得力があるんですけども、どんなもんなんですかね。統計資料がありゃ、それはできるんでしょうけど。

それから、7～9については、これは別に論理的にこうでなきゃならんということはないということですよ。それはどういうふうにとったって、ある意味でいいわけだけでも、とりあえず直近の、今価格を算定することに使っている数字を使って、それを全部に統一しましたって、それだけっちゃそれだけですよ。それはもっと長く、例えば過去5年間の平均値をとるとか、そういうふうにしたって、別にそれが悪いということはないけれども、とりあえず何かの数字は置かなきゃいけないから7～9でとりましたという、それ以上の意味はないと思います。

どうぞ。

○九州電力株式会社説明補助者

燃料費調整制度の基準燃料価格は、同じ7～9月でとっているんですね。それから変動していたところは燃料費調整で料金調整されますので、合わせているということなんです。

○安念委員長

そのとおりです。

○岩根取締役副社長

ちょっと補足で、よろしいですか。例えば27ページを見ていただきますと、ちょっと九電さんは多いんですけども、うちは価格の改定分が28%ございまして、オールジャパンの数字、正確にはわかりませんが、そんなに変わらないレベルやと思うんです。将来かなり不確実性

のボラタリティがあると。大体28%ぐらい、仮に28%とすると、本当にそういう安いマーケットの状況になってきて、今後、全日本で更改される二十数%のものがすべて安くなってきますと、7~9のJLCにしても、我々が下げたレベルまでは燃調で下がりますから、それでお客さんにお返しできる。これを先に関西電力分だけ先取りして下げたら、その下げたレベルからさら燃調で下がった分まで下がるんで、ここはちょっと我々としては、そこをお客さんに返し過ぎとはおかしいですけども、さらにそれ以上の努力をしないと収支はもたないという構造になるんで。

○山内委員

要するに発射台が下がっちゃう。

○岩根取締役副社長

ですから、JLCでやって、皆さんが同じように努力すれば、お客さんに全日本分はお返しできるということなんで。何か申請しているところだけ下げてJLCは変わらへんということは、申請していない会社は今までどおり、あるいは今までより高いLNGで買うという前提なんで、ちょっとやっぱり申請会社にとっては余りにも過酷ではないかというふうに思うんですけども。

○片岡電力市場整備課長

ちょっと今、シェールの詳細は難しいですけども、逆に、上がるものにしておいて、みんなが上がっちゃうと逆に上がり過ぎる面もあるんでですね。燃調の話はやや、そういう意味では、この28%のうちのどの部分に変わる部分があるのかというのによりますけれども、100%そうなるんじゃないければ、割とその影響は多分緩和されるんじゃないかなというふうには思います。すべて燃調でもう処理しようと思うと、ちょっとこれまた全く違う制度になってくるんでですね。

○岩根取締役副社長

いや、だから、大きく影響を見るか見えないかによって考え方は違ってくるんじゃないかというふうに思います。

○片岡電力市場整備課長

したがって、この今回の改定会社の査定における影響が全日本の影響の中でどのぐらいあるのかということに大分影響してくるんじゃないかと思います。

○安念委員長

そうですね。下げ基調の中で発射台を低く設定してしまうというのはきついというのは、それは当然のことですわね。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、燃調で下げ過ぎになる効果があることは確かに間違いないのですが、割合の問題です。

もしその問題が物すごく重要だったとするならば、過去の届け出のときの電力会社の例を洗い直して、値上がりが予想されるような状況でもちゃんとヨコオキにしていたか。つまり、上がるという局面で、燃調での調整割合がすごく高く、料金改訂で輸入価格を上げて、なおかつ燃調で上げてという二重取りをしていたなどということが仮にあったとして、それで、今回のような下げの局面のときだけは騒ぎするけれど、上げのときにはほっかむりしていたとか、あるいは、今回の申請のときにすべてヨコオキにしていたのかと、そもそも申請の段階で、改定のときに上がるということは予想されるものを安易に上げていなかったのかというようなことをちゃんと見れば、今の電力会社の反論がどれくらい説得力のある話なのかよくわかると思います。むしろ電力会社の狡猾さ、不誠実さを明らかにするだけの気もします。

2点目。シェールガスの話は大げさに言われ過ぎているのではないか、そこまで効果があるのかという委員長のご懸念は理解できます。しかし、例えば最も極端なケース、そんなことは起こってほしくないのですけれども、米国からのガスの輸出がほとんど起きなかったとしますね。アメリカでガスの価格が下がって、その結果として、アメリカでは石炭火力発電所が駆逐されガス火力発電所になって、アメリカの使っていた石炭が余って、この石炭がほかの国に行って、それで石炭の価格が安くなって、結果的にほかの国ではガスを駆逐してということになったとすると、アメリカ以外のところでのガスの需給は緩むわけですよ。したがって、これはおよそ考え得る限り最悪の状況だけど、それだって、将来のガスの需給は緩むことは十分予想されるわけです。どれくらい見込むのかという問題はありますが、確実にそれが起こることではなくても、一定の可能性がある、あるいは一定の蓋然性の面で高そうだというシナリオを設定して、それに対して値下げの努力というのをしてもらおうということは、それなりに合理的な根拠があると思います。ここできちんと査定してストレスをかけないと、また今までのようなていたらくの甘い交渉でこの状況の改善を生かさず漫然と高値で購入することを繰り返すのではないかと多くの人が懸念していることを、電力会社は自覚すべきです。

まずJLCよりも高い価格での原価算入を認めるなどというのは問題外だというのは、その通りだと思います。出発点としてはそこだろうというのはわかります。JLCは要するに全日本平均のわけですから、今まで全輸入事業者が本当に物すごく努力していたのかと、もうこれ以上下がらないというぎりぎりのところだとすればともかく、本当にそうだったのかという点に関して、繰り返し繰り返し、いろんな人が疑問を表明しているわけです。このままJLCで全部ヨコオキにしたら、もともとの値段が高過ぎたのではないかと、もっと努力すべきなのではないかと、あるいはこれから需給が改善するのを生かしてちゃんと今まで以上にきちんと交渉すべきだ、そういう思いを全部すっ飛ばして安直に原価を設定することになってしまいます。それでは一体何

のための委員会かということになると思うので、JLCで全部ヨコオキというのは最低限の出発点として、そこからリーズナブルな範囲で下げの努力を促すということを、当委員会でもちゃんと示すべきなのではないかと思います。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございます。

大体のご意見としては、JLCは、最低頑張ってもらう出発点でしょうということであり、それから、シェールの影響ですが、先々、ガスの価格そのものが下がるかどうかわかんないけど、代替的なわけだから、原油であれ、石炭であれ、何であれ、全体としてのエネルギーの市場は供給がふえるわけだから、先安になるだろう。そのこと自体は私も、極めてプロバブルだろうとは思いますが、だから、そのこと自体に私も異論はないつもりでございます。

燃料費は、また後で戻っていただいてもいいが、これぐらいにしましょうか、とりあえず。

じゃ、その次は効率化目標で、これはなかなか難しい。東電の場合の10%は、これはいわばギブンだった数字で、私どもが言ったわけではなくて、彼ら自身の経営計画の中で出てきた話です。今回は両社さん、大体7%という効率化目標を設定しておられて、しかも、これまでの既往の分が3%程度あるので、それを合わせれば結局10%になるじゃないかという、そういうお考えと承っておりますが、これについてどのように考えればよろしいかでございます。どうぞ、お願いいたします。

いかがですか。

東電を10%としたから、ほかの電力各社さんも全部10%という目標値を設定しなければならないかといえば、そんなことはないと思うんです。2つの会社で数値が違ったって、そのこともちっとも構わないと思うんです。各社さんそれぞれのご事情がおありなから、ある会社は高く、ある会社は低くというものでも構わない。構わないんだが、その両社の出しておられる7%という数字が十分説得力あるかと、合理性があるかという、そういう話でございますな。いかがでございますでしょうか。

どうぞ。

○辰巳委員

いいですか。7%か10%かという話のもっと前提に、ここでも話が何度も出ていた、本当に経営効率化が第三者の目線で行われているのかということ、それをきちんと宣言してほしいなというふうに思っています。その結果として、外部の人の目を見て、皆様の努力で7%が成功できる。間違いなくやるんだというのであれば、それもありがたし私は思っているんですね。

だから、ただ自分でやっていると言うだけの7という数値と、強制的に10と言われる数値——どっちかわかりませんが——との、その違いは何かと考えたときに、やっぱりそういう第三者の目線をきちんと入れているかどうかということだと私は理解しているのです。

○安念委員長

それについては、コストカッティングのお師匠さんである秋池委員にやはり。

○秋池委員

今回提出いただいた資料を拝見しますと、震災の時点からは10%減っていますというお話で。

○安念委員長

減らすということですね。

○秋池委員

減らすというお話で。そうすると、東電さんも要するに震災のときから10%減らしたということなので、そろったという言い方もできるというか、そういうご説明をいただいているわけですが、この先お願いできるとすると、その3%減らしたものと、これから努力をされようとしている7%が、要するに同じ領域でやれば10ですし、ずれた領域でやれば3と7になってしまいますので、その点についてご説明をいただくのがよろしいかなというふうに、まず一つは思います。

それからもう一つは、最初に見ている原価の部分が東電と同じぐらいだったのかどうか。もしかしらもっと、東電よりもはるかに筋肉質になっていたんだとすると7%というものもあるのかもしれないし、逆であれば、もっとというものもあるのかもしれないので、スタート地点がどうであったかというのを、これ、比較はとても難しいと思うのですが、例えば委託人件費の単価でありますとか、それも地域補正とかあるのかもしれないんですが、そういったようなものでお見せいただいた上で考えるというのはいかがでしょうか。

○安念委員長

両社さんに伺いますけれども、これ、外部調達の話だから、3%削った費目と、この先7%削る努力をしていただく費目というのは、基本的に同じようなものだというふうに認識しておけばよろしゅうございますか。

○岩根取締役副社長

はい。あの3%、もともと3%がきちっと反映されて、さらに7%になっているかという、こういうご質問というふうに。

○安念委員長

同じ領域、同じ費目についての話かという。

○岩根取締役副社長

同じ領域のもので、3%のものにつきまして、例えば反復して購入するものについては、その単価はこうしますということを知っていますし、余り再現性がないとか、同種・同等の工事のないようなものについては、実際にできた実績から数量とか仕様があるんで、こういうふうな考え方をするとかというのは技術部門に通知しておりますし、労務費とか材料費のほうで安いのであれば、そういうのも通知しているということで、同じものについて、いったんそれを入れた上で、さらにこれからやるということ。

それから、ちょっと……

○安念委員長

九電さんも同じお考え。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

同じですね。

○安念委員長

だから、大体3%を積み木の一段目と見て、その3%の上にさらに7%というふうののっけていくとお考えいただいて、まず大体のところは間違いないんじゃないでしょうか。

あと、もともとの出発点の相違ですが、関西さんは、我々は東電みたいにゆるふんじゃありませんでしたっておっしゃりたいと思うんだけどな。

○岩根取締役副社長

少なくともSCMとか関係会社の再編は、東電さんよりは先にやったというふうに自負しておりますし、ちょっとこの分がどうかということと、それと、実際に東電さんの10%というのは特命を競争にされて10%落ちたんですけれども、我々は相当の品数を特命から競争にかえて、その平均は7%だったので、競争にした結果のレベルが同じかどうかというのは東電さんと比較できないですけれども、逆戻りすると、そういうふうにも考えられんことはないのかなという気がしましてですね。個別に余りちょっと単価をどうこうということについては、比較をしたこともありますけれども、それは統計的に必ずどうだというのは、安いものもあるし、それは少し高いものもあるし、安いものもあるということで、そういうふうにご考えております。

○安念委員長

それはそうですね。わかりました。

○安念委員長

似たようなのね。

各社さんそれぞれに言い分はおありですよ。10年間ぐらい、他の業態から見りゃ甘いということはあるかもしれないけれども、リストラ努力をずっと継続しておられたことは確かですよ。

例えば10年前に比べると、人員は相当各社さん減っているわけだから。外に出しただけで、人件費が委託費に変わっただけなんじゃないかという、そういうご疑問はあるとは思いますが。別に私は両電力を代弁するわけじゃないけれども、少なくともご言い分はありだろうと思います。

ほか、いかがですか。永田委員、どうぞ。

○永田委員

先ほどの委員長の東電さんは緩かったんじゃないかというコメントですけれども。

○安念委員長

いや、緩かったんじゃないかじゃなくて、緩かったのと一緒にしないでくれと関西さんはおっしゃりたいんじゃないかと、そういう意味にご意思を付度しただけですから。

○永田委員

わかりました。訂正いたします。

多分、震災後、東電さんの場合は、当時の状況ですと、一つは、辰巳委員がおっしゃった第三者のチェックというのは、東京電力に関するタスクフォースで第三者が入って、コストダウンのために、いろんなプロジェクトを社内と社外の人と一緒に協働しており、今回も同じようにやるというのは現実的に不可能だと思っています。それは状況も違うし、また、そういったことをやるだけの緊急性と時間的な余裕も考えれば、なかなかそこは難しいというのは私の個人的な考えです。

それで、もう一つは、あの当時の東電さんの状況は非常に、冷温停止状態にするためにいろいろ海外から機械とか施設を調達しており、そのときの発注単価というのは、緊急に調達したがゆえに高かったんじゃないか、その可能性はあると思っています。したがって、その高く調達した部分を除いたら、10%じゃなくてもっと下げられたんじゃないか、もしくは、そういうのも含めて、例えば10%だったら、もっと下がるんじゃないでしょうかと、個人的な感覚を持っています。そうしますと、もちろん関電さん、それも含めて3%プラス7%で10%だというご表明ですけれども、まだまだ私はコストダウンの余地は、そういう意味から言うと、比較論から言うと、余地は残っているんじゃないかと思っています。

したがって、3%についてはまだ、秋池委員がおっしゃったように、そもそもこの中身のチェックというのが必要ですし、その上の今後の努力目標の7%については、今後のモニタリングということになると思います。そういう意味で言うと、単純に3%プラス7%で、もうこれでぎりぎりですということだけではないというふうに考えています。

○安念委員長

わかりました。

ほかはいかがでしょうか。松村先生、どうぞ。

○松村委員

まず、東京電力のときには第三者の目が入っていたけれども両電力では本当の意味での第三者の目が入っていないということを、最初に言い出したのは僕だと思うので、この点混乱があれば私の責任だと思います。関西電力や九州電力はそのための努力をしなかったのだからけしからんという意図ではなく、東京電力に関してはそれだけの目が入っているので、コストの削減についてこれ以上は難しいということに関してはある程度は説明できたとしても、両電力の場合にはそれができないから、これで十分なコスト削減だと説明するには、東電のケースよりももっと大きな努力をして、これ以上無理だということを説明してほしいということを行ったのであって、それをやらなかったことを非難しているわけではありません。

全く関係ないことを言うようですが、私は不満に思っていることがあります。公聴会の席で、関西電力の八木社長が原電から報酬を幾らもらっているのかと言う質問が出てきて、岩根副社長は日当程度と消費者を馬鹿にしたともとられかねない回答をしたわけですね。そうすると私たちは、いや、それでも、例えば昨年度に八木社長が何回原電の取締役会に出て幾ら報酬をもらったか明らかにしてもらえれば、報酬を出席日数で割って日当はわかるわけだから、関西電の日当の感覚がとてもよくわかるようになる。何らかの形で、これを超えていませんとか、そういうような形で情報を何か出す方法はないのかと指摘したつもりだったのですが、現在に至ってもこの情報が出てきていないのは言うに及ばず、この委員会にも出てきていない。つまり、公表を前提としないで守秘義務の契約を結んでいる私たちにも見せられないという、そういう回答だったと私は理解しています。

そうすると、そこで多くの人はどんなふうに思っているのかというと、関西電力の発想の日当はすさまじく高いのではないかと。例えば、本年度は、原電がこの状況ですから八木社長は利益相反の問題も考慮してさすがに1円ももらっていないとは思いますが、昨年度仮に年間3百万円もらっていて、取締役会に2回出席したとして、日当150万円。関電が150万円を日当程度と捉える感覚の企業なら東京電力とかに比べてもはるかにリストラとかが甘かったのではないかと疑って当然です。いかに東電といえども100万円超ないし数十万円の金額を日当程度とは言わないと思いますから。もちろんこの150万円という数字は何の根拠もありませんが、情報が開示されていない以上推測するしかありません。も氏本当にこんな感覚の企業だとしたら、関電のものの費用水準が物すごく高かったのではないかと。証明はできないけれども、そういうふうに疑っているわけです。東京電力の場合には甘かったということと言われるかもしれないけれども、柏崎刈羽がとまったのは震災よりも前で、それ以来、かなりのリストラをしてきたということも

あるかもしれないわけで、実際に賃金とかは10%カットされていたわけですから、かなりの危機意識を持ってやっていたのに比べて、そもそも発射台が違うでしょうということも思っている人は多くいるはずです。現に東京電力が入れてこなかったOBに対する多額な報酬というのも平気で料金原価に入れてくるぐらいにリストラの危機意識が薄かったと見られても仕方がない側面もあります。

だから、そうではないということをもっとちゃんと示してくれと繰り返し繰り返し繰り返し繰り返し言ってきたつもりですが、現時点でも十分な効率化をしてきたと、もともと東京電力の発射台が甘かったとか、そういうようなことに関する説得的な説明は現時点でまだ来ていないということを前提として、10%というのを打ち出したと私は理解しています。

これについては、かなり乱暴なことを言っているというのは事実ですが、それでは乱暴過ぎるじゃないか、私たちはちゃんとこんなにやっているのですということを、どれぐらい説得的に消費者に示すことができたか考えていただきたい。

以上です。

○安全委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。どうぞ。

○飯田オブザーバー

ちょっと関西電力さんに質問と意見があるんですが、先ほどの説明資料の20番目の資料で、役員の方の関連会社の役員の兼任の状況の、この見方なんですけど、例えばきんでんさんであれば、関西電力の現役の役員あるいはOBの方が6人、きんでんの役員に就任されていて、そのうち2人が関西電力の常勤役員の方がなっていて、きんでんからすると非常勤役員に就任をされていると。ということは、4人の方は関西電力のOBの方がきんでんの役員に就任されているという見方で正しいのかと。これは確認が1点です。

○岩根取締役副社長

それで結構です。

○飯田オブザーバー

で、言いますと、この表をどう見るかなんですけども、そういうふうにして役員の方、関西電力の役員の方が関連会社の役員に就任をしているので、いわゆる10%削減の経費削減の意思が貫徹をするというふうに見る見方と、全く逆に、役員がいるがゆえに関連会社との関係の取引になるので、その圧力が働かないというふうに見るのか、いろいろ見られるんだと思うんですね。関西電力さんがこの20枚目の資料を出された意図は多分前者ではないのかなというふうに思うわ

けけれども、先ほど松村先生がおっしゃったように、経費削減をいわゆる10%したということが、するということが限界なんだという、そのところがやっぱり我々に伝わらないわけですよ、ね。

先ほど松村先生がおっしゃったように、顧問の方の平均手当が1,000万だったという、これは、先ほどもあったように、社員の平均給与より高いわけですよ。顧問の手当の額がそういう額であるということが関西電力さんの経営的な感覚であるとすれば、八木社長の日当が幾らかというのは明かせない。それは何かさらに物議を醸し出す結果になるのかないかと、わからないんですけども、そういうふうに疑念を抱かざるを得ないという、そういうことにつながっていくんだと思うんです。

そこはやはり私も、この経営効率化の数値あるいは目標、申請内容が限界なのだとことをわかるように説明いただく、あるいはその資料を出していただくということが必要なんではないのかなというふうにちょっと思います。

○安念委員長

承りました。

どうぞ。

○松村委員

今のこの20、九電も出されたのですが、これは、こんなに役員を派遣しているからコスト削減は万全にやっていますというつもりで出したのではなく、それは私が前回出してくださいと言ったので出したということです。それ以上の特定の意図があったのではなく、誠実に質問に対して回答していただいたということだと思います。私が出すように要求したのは、正に飯田オブザーバーがご指摘の通り、役員が大量に天下っているのであれば、調達が甘くなるのでは、不透明になるのではという懸念からで、今回の提出資料で不透明さが更に明らかになったと理解すべきだと思います。しかしこれは私の判断で、出されたものは単なる事実の確認です。

○安念委員長

私もそういう認識です。事実を事実として示していただいた。それは、どう評価するかはあなたたちの勝手でしょうという、そういうことだろうと思います。

大きな企業というのはこういうもんですわな。

さて、7%、3%が妥当かどうかというのは、これはなかなか難しいことですが、3%の中身は、本当にぎりぎり3%だったのかは、もう一回さらってみる必要があるなというご指摘をいただきました。それから、今までの情報公開その他からして、本当にぎりぎり、乾いた雑巾を絞っておられるのかどうか、いささか疑念が残るのではないかというご指摘もいただいたとこ

ろでございます。きょうはこれぐらいにしておきましょうか。どうもありがとうございます。

それじゃ、その次、できるところまでやりましょう。原電、停止中の原子力発電所に係る購入電力料のお話。何かご意見がおありでしたら伺います。

どうぞ。

○秋池委員

こちらは、関西電力さんもたしか資料に書いておられたと思うんですけども、そもそもの、スタート地点の原価の構造がどうであるかということは、関西電力さんや九州電力さん以上に見えにくいところでもありますので、そこはもう徹底的なコスト削減をしていただいた上でとなりますが、この費用は入れざるを得ないのではないかと。というのは、まだ継続しないということが決定されたわけではありませんので、その上で算入するという事かなというふうに、過去の査定の継続性ともあわせて考えております。

○安念委員長

ほかはいかがでございましょう。

減価償却見合いのようなものは、しょうがないんだと思うんです。ただ、原電側でというか、原電だけじゃないけれども、売り主側で十分な経営努力をしておられるという前提での売電の値段になっているかどうか、これはもう一回改めて精査をしましょうというところですか。

その次、事業報酬。これはレートベースに何を含めるのかの問題と、もう一つはβ値の問題ですが、何を含めるかは、これは一応法令で決まっていることですから、β値をどうとるのかといっても、β値ってものがあるというだけ、決まっているだけであって、どう計算するかについての具体的な規定は何もありません。そこで、どこからどこまでをとるのかです。それも8電力なのか、9電力なのか。いかがでございましょうか。これはちょっと決めなきゃならない。

○片岡電力市場整備課長

ちょっと1点、すみません。

○安念委員長

どうぞ。

○片岡電力市場整備課長

ちょっとそこまで自由にあれでもなくて、49ページをごらんいただきますと、一応審査要領が定められていまして、審査要領の報酬率ってありますけれども、この自己資本報酬率、(1)をいろいろ書いていますけれども、自己資本の利益率と国債、地方債等公社債の利回り、これを加重平均するという事で、β値というのはその下に書いてございまして、一応この「自己報酬率 = (1 - β) ×」云々かんぬんとある。その下に一般電気事業の事業経営リスク、株式市場が

1%上昇するときの一般電気事業の株式の平均上昇率とは書いてあるのです。これはちょっと一応ご確認といいますか、そういう前提だと思っていただければと思います。

○安念委員長

それを僕が知らないと思われたんですか。

○片岡電力市場整備課長

知らないと思ったので、ちょっと。

○安念委員長

そうなんですか。それはまた、私の不徳のいたすところでした。

○片岡電力市場整備課長

失礼しました。

○安念委員長

いかがでしょう。永田委員、どうぞ。

○永田委員

β値につきましては、前回の東京電力のときに議論しましたとおり、東京電力さんはみずからの事業リスクが高まったので、みずからのところをベースにβ値を取り入れたいと。ということに対しては、委員の全員の方が、それは却下ということで、少なくとも今のベースの東京電力も入れて、逆ですね。逆の、九電さんがご主張されている19ページの、資料4-2の19ページのβ値算定の考え方の、東京電力の供給約款の変更に云々と、ここで、2ポツところでご指摘されているそのものだと私は理解しています。というのが結論です。

○安念委員長

要するに、9社まぜまぜということですよ。

○永田委員

はい、9社で。

○安念委員長

これも世の中が変わってしまって、昔は電力会社の株価の動きって、日経平均というか東証の平均よりも必ず小さかったので、その頭で制度をつくっているわけですよ。ルールは別に変わっているわけじゃないので、まずは9社全部込み込みで平均値をとりましょうという、そこはよろしいですか。

どうぞ、ご異論が。

○梶川委員

前回たしか私は、東京電力はどうかというお話をさせていただいた関係で、全く意見は同じ

になるのですが、そして、九電さんがお書きの、これが異常であるか、定量的に判断することは難しいということなんですけれども、この今の東電の状態が異常であるという国民的な合意というのは、どういう経営リスクがあるからここで線を引こうという話は微妙にはなるとは思いますが、今の東電の状況が、また震災という、受けて原発事故が起こったって状態が異常であるということは、ごく良識的に考えて、言えないことはないんじゃないかなという気はいたします。ですから、これが、どこの基準がという普遍化したルールができないということは、もちろん今後もし異常な会社を省くというような話になれば、そういうことは十分に議論すべきだとは思いますが、今の東電に限っては、私は異常だというふうには思います。

○安念委員長

いかがでしょう。山内先生。

○山内委員

東電で値上げをやったときには、特別総合事業計画が出ていて、それで再建をしていくという、そういう道筋の上で料金をどうするかという、こういう議論をしていた。もしそうだとすると、あの時点で東電が異常だったということではないんじゃないかと思うんですね。要するに、その事業計画にのっとって通常の事業会社としてやっていく。それは政府の出資仰ぐかもわかんないけれども。ということだったと思うんですね。もし今東電が異常だというのであれば、そこからどう変わったのかとか、そういうことがポイントなのかな、今のご主張でいうとね。とは思いますがね。

それで、私の個人の考え方は、今の話で説得的に、東電が今異常であるということであれば、それを除いてもいいですけども、基本はやはり9電力でやるんだらうというものが一つと、それからもう一つは、これ、 β 値の算定期間については、前にも申しあげましたけれども、要するに恣意性が入ってはいけないということだと思うんですね。だから、なるべく客観的な時期をとるとということと、私は個人的には、 β はやっぱり本来の電気事業のリスクを示すべきだ、あるいは、そういうものをはかったものだというふうには考えているので、特定の短い期間じゃなくて、なるべく長い期間の中で、この事業がどんなものなのかというマーケットの評価を入れられるような、そういう時期であってほしいなというふうに思っていますね。

○安念委員長

後者の点はずっと山内先生のご主張ですが、その場合、3・11よりもさらにバックするのことは、先生はどう思われますか？

○山内委員

それは、3・11の要するにイベントリスクみたいなのがかなりあって、それをどう見るかとい

うのは、やっぱり3・11はなかなか入れられないだろうなと思います。

○安念委員長

どうでしょう。8社説、9社説、それと、3・11以降よりさらにバックワードして計算するの
かって、この2つの論点に結局なるんじゃないかって気がするんですが、ほかの先生方のご意見
はいかがでございましょう。

いかがですか。できれば決着したいなっていう。

確かに電力事業というものを業態として見て、そのリスクを見るのだと、それがβ値なんだと
なれば、やっぱり全部、9社全部というほうが何かいいような気もいたしますがね。だめ？

○梶川委員

それ、私に。

○安念委員長

もちろん、もちろん。それはそうです。

○梶川委員

申しわけございません。前回、多少意見を言ったものに関してちょっとお話をするというこ
もございまして、それほど固執するわけではないんですけども。私は、もちろん東電が今再建
計画の中でおありだということで、それ自身、電力事業が持つ固有のリスクを体現しているとい
うことがあるのかもしれないんですけども、もともとβ値をどう求めるかというのは、本当に
先ほど委員長がおっしゃられたように、当初、普通の株式市場よりも感応性がそれほど高くない
だろうというような、という意味で、今非常に安定した経営前提において営まれていたと。そう
いう事業体のリスク値、感応値として、こういう事業報酬を想定されているという大前提の中
でいえば、やはり少し事業前提が安定している状態を前提とした平均値。私は、平均はもちろん必
要だと思う。これ、そもそも事業モデルですから、その事業モデル。

ただ私は、東電は、再建計画ができているとはいえ、特別負担金のように、実は非常に政策的
な考慮を持つ経費負担の潜在性がまだ存在していると思うんですね。その部分は、通常のビジ
ネスモデルとはちょっと違うのではないかなどどうしても思えて仕方がないところでございま
して。その政策的な考慮がビジネスに入ってくるという要素は、エネルギー政策と非常に感応的に
株価は動く。ですから、そういったことは、通常のビジネスの感応値とは違う要素を持ち込ま
れるのではないかという、まさにその国の政策の関与度が非常に高い今状態にあるということで
申し上げます。

○安念委員長

なるほどね。と言われると、何かそれも正しいかなって気がしてくるので、困っちゃったな。

ほかに何かご意見ありませんか。

ごめんなさい、どなた。松村先生、失礼しました。

○松村委員

ルールで決まっています動かさないことなので、この委員会で言うてもしょうがないことですが、まず、事業報酬率はかなり過大だと思います。大き過ぎるという意味です。

ルールで決まっているのでやむを得ないのですが、自己資本比率3割というのを擬制して事業報酬を決めます。しかし自己資本比率は実際のところは3割にほど遠い。自己資本に対する報酬率が他人資本に対する報酬率より高いので、結果的に事業報酬は実態に比して高くなる。この意味で過大になっています。

仮に3割というのを認めたとして、 β 値は明らかに自己資本比率にも依存しているはずで、負債の価格、社債価格が株式、株価ほど大きく変動しないとすると、自己資本比率が低ければ低いほどボラティリティは必然的に上がります。ここで拾っているボラティリティは、そういう低い自己資本比率を前提とした高いボラティリティに対応した高い値になっていて、それを3割の自己資本に擬制した割合で原価算入することになるから、この点でも事業報酬は過大になる。

それから3点目。不確実性ということと言うと、料金原価をどれだけ認められるのか、あるいは、そもそも値上げが認められるのかどうかという、そういう大きな不確実性があるところで株価が振れている状況で、しかし、私たちが本来算定すべきなのはあくまでフォワード・ルッキングですから、いったん料金が認められて、料金が確定した後の資本費用のほうです。このリスクと、料金が確定する前のリスクを比べれば、常識的に考えれば、確定前のリスクが大きくて、この β 値はその前のリスクを反映しているのです、その分でも明らかに過大になっているわけです。

過大になる要素はいっぱいあるが、ルールでそうなっているのだからしょうがない。勝手に減額するわけにはいかない。それなのになぜ事業報酬が過大だと繰り返すのかということ、先ほど、天然ガスの調達に関してリスク云々とかということを経営者が声高に主張することに対する反発があるからです。ここで相当普通の想定よりも大きなリスクを前提とした高い報酬率を得ているわけで、一定のリスクを、物すごく大きなリスクをとれるほどの高い事業報酬率じゃないかもしれないけれども、一定の不確実性に対応するような報酬はちゃんと事業報酬という形で得ているのではないかと。LNG輸入価格が本当に下がるかどうか不確実だと声高に叫ぶ電力会社の声に惑わされる委員がいたとすれば、ここの報酬率がこんな高いものになっているということを思い出して、これを前提にしてぜひ議論していただきたい。

2点目。これは明らかに却下されることを覚悟の上で言いますが、 β 値に関していうと、東京電力も値上げ申請が認められた後と前ではボラティリティ変わっているはずで、東京電力に関

しては、直近で値上げ申請が認められたので、値上げ申請が認められた後の期間だけとって、東京電力の β 値だけ計算し直したらどうか。それだと日数が短過ぎるじゃないか、安定的な値にならないじゃないかということで、きっと却下されるとは思いますが、東京電力を除くというのよりは影響ははるかに小さくなると思います。値上げ申請後の適切な資本コスト、認められた後の適切なボラティリティをはかるのが正しいとすれば、可能なものに関しては、安定的な値が得られるものに関しては、値上げが認められた後に限るとかというやり方もあり得ると思いました。

以上です。

○安念委員長

なるほどね。なかなか特異な案が出ました。

山内先生ですか、どうぞ。

○山内委員

今の松村さんが言ったのは非常に正しいと思うんだけど、ただ私は、原則的には、要するに何度も言っていますけれども、電気事業自体の固有の β なので、特定の時間、期間とか、あるいはは値上げが認められるか認められないかということではないと思うのね。

なぜかという、これ、有識者会議のときから言っているんですけども、さっき松村さんが言ったみたいに、値上げがあるかないかによって β は違っちゃうんで、 β を使って料金決めるといって自体がおかしくなっちゃう。物すごい論理矛盾になっちゃうよね。だから、 β はあくまでも代表値として、この事業のプレミアムを、リスクプレミアムをはかるというほうの考えのほうがいいんじゃないかと思いますけどね。

○安念委員長

なるほどね。そうですね、まあ奇妙といっちゃ奇妙ですよ。自己資本を薄くして、危ない経営していると得をするという。極端な言い方をするとですよ。

○山内委員

だけど、それも基本は、七三にするのは、それで資本を積んでくださいよって、そういうことなんだけどね。

○安念委員長

そうそう。だから、その収れんすべきターゲットポイントがあるからなんですよ。

○山内委員

その七三がいいのかどうかわかんない。

○安念委員長

まあ、しょうがないや。それこそ何度も話に出ているように、ルールはルールだから、ここで

ぐちゃぐちゃやってもしょうがない。

でも、8社説と9社説はなかなか収れんしないな。松村先生の8社半説も出てきたし、難しくなってきたな。わかりました、わかりました。わかりましたって、わかっていないんだけど、きょう収れんしないということはわかりました。論点は、とにかく3学説あり。

最後までやっちゃいましょう。普及開発関係費です。これ、何かご意見のある方、どうぞ。何かご意見があれば、どうぞ。何か終わりにないですか。どうぞ。

○八田委員

もうご説明あったのかもしれないですけども、九電さんの20ページの開発関係費のところを見ますと、当然入れるべき費用としては、電気料金メニュー関連、電気安全関連、需要抑制要請関連を合わせた額よりも原子力広報活動のほうが大きいんですよね。それから、展示館運営もほぼ同じです。東電の場合には、事故直後に原子力に関するいろいろな問題があるということを説明する必要性があったのは非常によくわかるんですが、そのような特殊な事情がない場合には、原子力広報の必要性があるのでしょうか。また展示館運営というのは、これもご説明あったのかもしれないけれども、どういうものなんでしょうか。これが規制料金に乗っけなければならないような必然性があるものなのかどうかということなんですけどね。

○安念委員長

展示館についてはいかがですか。どんなものなんでしょうか、具体的には。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

電力設備に対してご理解いただくために、設備のモデルを置いたり、パネルを置いたりしています。特に子どもさんたち次世代の方々に、エネルギー問題、電力に関する問題を理解してほしいという趣旨の展示が多いです。

○安念委員長

それは、展示館として一つの上物というか、建物があつての話ですか。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

そうです。

○安念委員長

わかりました。そういうものだそうでございます。

○八田委員

わかりました。それで、そうすると、これ自身は特に原子力広報ということとは全然別なものです、下の原子力広報とは。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

いや、展示館の中でも、例えば九州エネルギー館というのがあるんですが、それは福岡にありまして、原子力もあれば揚水などの水力や火力の説明もあります。また、発電所の近くにある展示館は、例えば玄海原子力にあるのは、原子力だけです。

○八田委員

わかりました。それから、原子力広報活動と一括されているんですが、これは例えば、さらに細分化すると、どんなふうになるんでしょうかね。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

例えば3・11の事故があった後、緊急安全対策ということで、私どもで既存の設備について、いろんな安全対策を行ったり、その後も、新たな安全指針の骨子が発表されましたので、そういう対策について、いろんな取り組みを行っていることを地域でご説明したり、自治体単位で説明したり、あるいは広く全九州の皆さんにご説明したり、そういうことでの費用が主になります。

○八田委員

わかりました。緊急時に、非常に心配している地元の方に、こういうことだよってということを説明されるのは当然だと思うし、それが規制料金に入っているもおかしくないと思います。しかし、これはもう少し小さな区分けにしてみても、今度外したようなイメージ広告、販促、オール電化と似ているかどうかということは、仕分けしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○安念委員長

それは私どもといたしまししょうか、辰巳・松村・安念チームで、かなり細かく、しつこく、現にやっております。今のご指摘、十分に踏まえてやりたいと思います。ありがとうございました。

○八田委員

わかりました。どうも。

○安念委員長

陶山さん、すみません。ごめんなさい、お待たせしました。どうぞ。

○陶山オブザーバー

もうやっていただいているんだったら、それでいいと。私も同じような意見で思っております。各公聴会、ご参加のところでは、もう強烈に伝わっているというふうに思いますけれども、ここが普及開発というような項目で原子力発電の広報活動ということは、やっぱり今の民意に合わないだろうというふうに思いますし、それから、経産省のほうもできる限り原発依存を低減させるという、その方向性は持たれているので、普及開発の関係費用の中はよく細かく見ていただきまして、カットすべきところはカットしていただくということをお願いいたします。

○安念委員長

はい、さよう心得ます。

きょうはこんなところにしておきましょうか。大体疲れたし。もう最初から疲れたね、きょうは。

それで、大きいところですが、一般の従業員の人件費については、賃金センサスを出発点にするというルールで出発して、地域補正については、両社必ず一緒にしなければならないものでもないというご提案もありました。それから、その他の補正については、フルセットで補正するか、全然しないか、どっちかはないかということでありました。役員の報酬、給与については、私にとっては意外にも、事務次官等に合わせていいんじゃないかというご意見が結構多かったように思いました。それから、燃料費につきましては、少なくともJLCの水準を発射台にして、その後、シェールによる先安感をどのような形で織り込めばよろしいかというのが最大の論点として、依然として残っております。経営効率化については、3%、7%の、現になさったご努力と今後のご努力とがあるわけですが、それはそれで大変敬意を表するところですけども、3も7も完全に納得し切ったわけではないぞという、そういうご指摘があったように思います。大きいところは大体そんなものですか。

じゃ、必要に応じて、また小さいチームでご検討いただくことも十分にあり得ようと思いますので、大変ですけども、ひとつよろしく願いをいたします。また、それらのご検討がまとまったところで委員会を開いて、そろそろ叩き台もつくらなければなりませんので、ちょっと日程が込んでくると思いますけれども、どうぞよろしく願いをいたします。

じゃ、事務局からご連絡いただけますか。

○片岡電力市場整備課長

次回日程につきましては、今のお話のとおりでありまして、各ご担当の調節次第、時間調整の上、ご連絡いたします。

また、去る14日に申請の行われました東北電力、それから、本日午前中に申請の行われました四国電力につきましても、この電気料金審査専門委員会で審査を行っていただきたいと思っております。現在、関西、九州の審査のまさに佳境でございますけれども、この審査に一定のめどが立ち次第、両電力会社から申請内容の説明を行っていただく会を開催したいと思います。これにつきましても、日程は後ほど調整の上、ご連絡いたします。

3. 閉会

○安念委員長

それでは、これもちまして第18回電気料金審査専門委員会を閉会いたします。

本日はどうもお忙しい中、ありがとうございました。

— 了 —